

# 恵那市人権施策推進指針



市の木：ハナノキ



市の花：ささゆり

平成20年3月  
岐阜県恵那市

はじめに

恵那市は、平成 16 年に旧恵那市、岩村町、山岡町、明智町、串原村、上矢作町が合併し新恵那市が誕生しました。この新しい恵那市の将来像を現す計画として「恵那市総合計画」を策定しました。この基本理念の第 1 番目に「人・地域・自然が共生するまちづくり」を掲げ、「豊かな自然環境等の保全とそれを活用したまちづくり、子どもや高齢者、障がいのある人を大切にした福祉のまちづくり、国際性と近代感覚豊かな人材を育む文化のまちづくりなど、人と人、人と自然、人と地域が共生するまちづくりを進めます。」としています。これは、誰もが幸せに生きることができることであり、すべての人が人として尊重され、自由であり、平等であり、差別されないことが必要です。



国連では、昭和 23 (1948) 年に「世界人権宣言」が採択され、さらに人権教育がすべての国で取り込まれるよう平成 6 (1994) 年には「人権教育のための国連 10 年」、平成 17 (2004) 年には「人権教育世界プログラム」の開始について決議されました。

国では、基本的人権を謳った日本国憲法に則り、人権に関する法整備、人権に関するさまざまな条約を批准するなど基本的人権の擁護・尊重について取り組んでいます。

岐阜県では、平成 12 (2000) 年に「岐阜県人権啓発センター」を設置しました。今年度は、平成 15 (2003) 年 3 月に策定した「岐阜県人権施策推進指針」の第 1 次改訂版を策定されるなど、さまざまな取り組みをしています。

本市では、「男女共同参画プラン」「次世代育成支援行動計画」など各種個別計画において、人権尊重の考えを基に作成し個別の計画の中で対策を定めてまいりました。しかし、最近の社会情勢を見ますと、他人への思いやりが薄れ、自己の権利のみを主張する傾向がみられます。また、ドメスティック・バイオレンスや親による子どもの虐待、高齢者に対する犯罪行為の横行、障害者に対する偏見、インターネットによる誹謗・中傷など人権侵害も複雑で多岐に亘っています。このため、あらゆる施策に人権尊重の理念を根づかせ人権教育及び人権啓発に関する総合的かつ効果的な推進を図るため「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第 5 条に定める施策として本指針を策定し、21 世紀が真に「人権の世紀」となるように取り組んでまいりたいと考えます。

平成 20 年 3 月

恵那市長 可知 義明

# 恵那市人権施策推進指針

## 目 次

<b>第1章 策定の背景</b> .....	<b>1</b>
1 策定の趣旨 .....	1
2 国内外のこれまでの取り組み .....	1
<b>第2章 基本的な考え方</b> .....	<b>4</b>
1 基本理念 .....	4
2 基本的な視点 .....	5
3 指針の性格 .....	6
4 指針の期間 .....	6
<b>第3章 施策の推進方向</b> .....	<b>7</b>
1 人権教育・啓発の推進 .....	7
1-1 人権教育 .....	7
1-2 人権啓発 .....	9
1-3 人権にかかわりの深い分野の業務に従事する者に対する研修 .....	10
2 各分野別人権 .....	11
2-1 女性の人権 .....	11
2-2 子どもの人権 .....	14
2-3 高齢者の人権 .....	17
2-4 障がい者の人権 .....	21
2-5 同和問題 .....	24
2-6 外国人の人権 .....	26
2-7 感染症患者等の人権 .....	28
2-8 刑を終えて出所した人の人権 .....	30
2-9 その他さまざまな人権問題 .....	31
<b>第4章 指針の推進</b> .....	<b>33</b>
1 推進体制 .....	33
2 進行管理 .....	33
用語解説 .....	34
参考資料 .....	37

文中に\*がついた用語は、「用語解説」に説明がありますのでご覧下さい。

# 人権施策推進指針

## 第1章 策定の背景

### 1 策定の趣旨

21世紀は人権の世紀と呼ばれ、世界人権宣言及び日本国憲法では、すべての人は生まれながらにして人間が人間らしく自由に生きる権利を有し、尊厳と権利について平等であることが定められており、その理念のもと世界的に様々な取り組みが進められています。

我が国でも女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、外国人、感染症患者、刑を終えて出所した人や社会的問題となっている、いじめや虐待、また最近では、インターネットを悪用した誹謗中傷など、あらゆる差別や偏見、さまざまな人権問題が今もなお発生しています。21世紀を、人権を尊重する社会にしていくために人権の擁護に資する施策の推進について、国の責務を明らかにするとともに、平成9(1997)年には、必要な体制を整備することにより、人権の擁護に資することを目的とした「人権擁護施策推進法」が施行されるなど人権問題の解決に向けて多くの取り組みが実施されています。

恵那市では、あらゆる施策に人権尊重の理念を根づかせ人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため「恵那市人権施策推進指針」を策定しました。

### 2 国内外のこれまでの取り組み

#### ■国際的な動向

20世紀において人類は二度にわたる悲惨な世界大戦を経験し、この悲劇を二度と繰り返さないという反省から、昭和23(1948)年に国連総会で「世界人権宣言」が採択されました。この宣言から半世紀余りが経ち、「国際人権規約」「人種差別撤廃条約」「女子差別撤廃条約」「児童の権利に関する条約」など数多くの条約や規約を採択するとともに「世界人権会議」や「世界女性会議」などの人権関係会議の開催や「国際児童年」「国際識字年」「国際障害者年」などの国際年を定めるなど人権が尊重される社会の実現に向けての取り組みが展開されてきました。

しかし、こうした取り組みの中においても世界各地で紛争や内戦が勃発し、生命財産の侵害、人種差別、難民の発生など人権をめぐる深刻な問題が次々と発生しています。

このような状況を背景に、平成16(2004)年に国連総会において「人権教育のための国連10年」の取り組みを継承する「人権教育世界プログラム」が決議され、世界各地において人権教育を普及させるなどの取り組みが進められています。

## ■国内の動向

我が国においては、昭和 22（1947）年に、「国民主権」、「平和主義」及び「基本的人権の尊重」を理念とする「日本国憲法」が施行されました。

その後は、国連に加入し、「国際人権規約」や「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」などを批准するとともに「国際婦人年」「国際障害者年」等の国際年への取り組みを進め、女性問題や高齢者、障がい者、子ども、外国人等にかかる様々な問題への取り組みを推進してきました。

我が国固有の人権問題である同和問題については、昭和 44（1969）年に「同和対策事業特別措置法」を施行するなど、各種の人権問題に関する国内法も制定されました。平成 9（1997）年には、「人権擁護施策推進法」が施行され、この法律において設置された人権擁護推進審議会において、「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項」及び「人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項」について調査審議されました。その検討結果を国内行動計画の実施にあたって反映させることとしています。また、同年には、「人権教育のための国連 10 年」に関する「国内行動計画」が策定されました。

このような諸情勢を踏まえながら、より一層の推進を図るため、平成 12（2000）年に、人権教育・啓発に関する理念や国、地方公共団体、国民の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定等を内容とする「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定されました。これを受けて、平成 14（2002）年 3 月に「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。

## ■岐阜県の動向

岐阜県では、様々な人権問題を解決するため、県庁内の人権関係部局の緊密な連携・協力を確保し、各種人権施策を総合的かつ効果的に推進することを目的として平成 10（1998）年 5 月に「岐阜県人権啓発活動連絡協議会」が設置されました。平成 12（2000）年 4 月には、人権尊重の思想を広く県民に普及し、女性・子ども・高齢者・障がい者・同和問題・外国人等の人権に関する問題への取り組みを推進し差別のない、人権が尊重される明るく住みよい社会の実現をめざし、「岐阜県人権啓発センター\*」が設置されました。そして、「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画等で示された基本的な考え方の趣旨を踏まえ、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第 5 条において規定されている、〈地方公共団体の責務〉に基づく、県民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指して、今後取り組むべき人権教育・啓発を総合的かつ効果的に行うため、平成 15（2003）年 3 月に「岐阜県人権施策推進指針」が策定されました。

この「岐阜県人権施策推進指針」は、今年度見直しを行っており、「人権に関する県民意識調査」（平成 19（2007）年 7 月実施）の結果を参考にするとともに、インターネットによるパブリックコメント\*の募集、市町村や各種関係諸団体をはじめとする多方面からの意見等を踏まえ、「岐阜県人権懇話会」における協議・検討を経るなど、県民と協働で策定されました。

## ■本市の取り組み

平成16（2004）年10月25日に恵那市、岩村町、山岡町、明智町、串原村、上矢作町の6市町村による新設合併によって新しい恵那市が誕生しました。新しい「恵那市総合計画\*」では、人権教育の充実とともに、男女共同参画意識の啓発が掲げられており、それを受けて平成19（2007）年3月「恵那市男女共同参画プラン\*」を策定しました。一人ひとりが性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指しています。

恵那市で平成19（2007）年8月に実施した、「人権施策に関するアンケート」によると、「今までに、人権侵害を受けたと感じたことがある」とする人が、「大いにある9.1%、少しある25.8%」と併せておよそ3人に1人ありました。この人権侵害を受けたと感じた人に、その内容について聞いたところ（2つまで）「あらぬ噂、他人からの悪口・陰口50.4%」が圧倒的に多く、ついで「名誉・信用のき損、侮辱18.5%」になっており、言葉による人権侵害が大きいといえます。

恵那市では、様々な人権問題に取り組むため、平成19（2007）年8月1日には「恵那市人権施策推進会議設置要綱\*」を定め、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図ることとしました。また各種の個別計画「次世代育成支援行動計画\*」「老人保健福祉計画・介護保険事業計画\*」「障害者福祉計画\*」等の中でも人権の尊重や啓発を掲げています。

また、教育委員会が中心となって人権に関する教育を継続して実施しており、社会教育関係に関しても広報や講演会を通して人権教育を実施しています。また、毎年市職員及び市民に対して人権を主題とした講演会を外部の講師を招いて実施しています。今後も様々な機会に人権意識の醸成を図っていく施策を進めていきます。

なお、「恵那市人権施策推進指針」は、「人権施策に関するアンケート」の結果や関係団体等の意見を踏まえ、インターネットなどによるパブリックコメントの募集結果などを含め、「恵那市人権施策推進会議」において協議・策定したものです。

## 第2章 基本的な考え方

### 1 基本理念

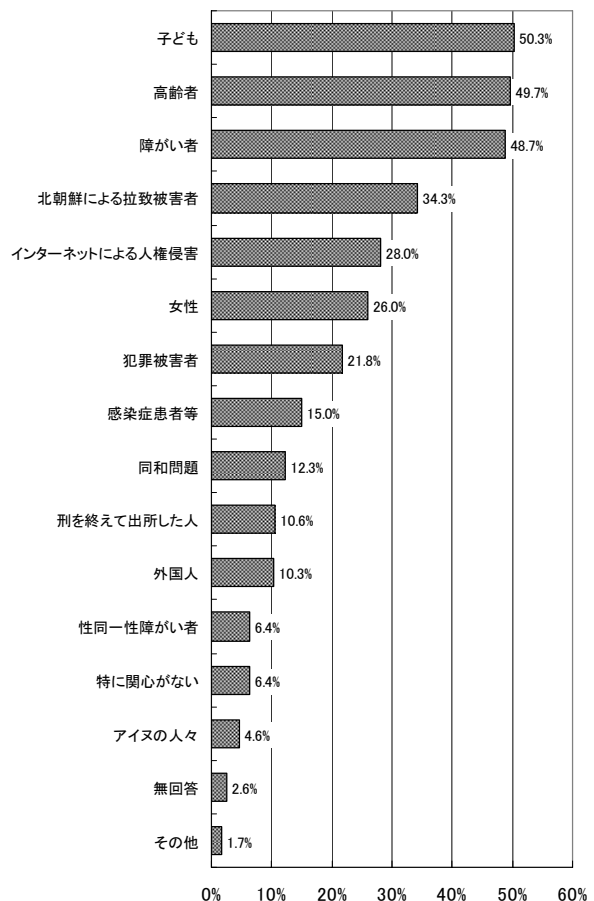
人権尊重のためには、一人ひとりが日常生活の中でお互いの個性や違いを認め合い、多種多様な文化や生き方を尊重し、共に生きる「共存・共生」の心が大切です。偏見や差別の要因の多くは誤った認識や知識の不足等にあると言われています。全ての人々が知識の習得、経験、多くの人との出会いなどで人権尊重への理解を深め、日常生活のあらゆる面において人権尊重の精神が慣習化された社会を実現し、次の世代へと受け継がれていくような、人権という普遍的な文化が根づいた社会を創造していくことが重要です。

すべての人の人権が尊重される平和で豊かな社会は、市民自らが人権問題を自分自身の問題としてとらえ、人権を尊重する社会に主体的に取り組むことによって築き上げられるものです。

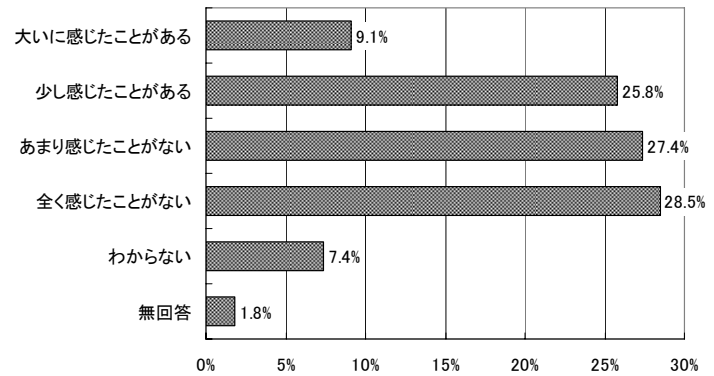
こうした考え方を生かしつつ「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画の趣旨を踏まえ、人権尊重の理念について理解を深め、互いに認め合い、共に支えあう共生社会への取り組みを進めていきます。

市民アンケートで、「人権問題のなかで関心を持っているのはどれですか」と質問したところ、子ども、高齢者、障害者の人権に関心のある人が各項目共約50%、北朝鮮による拉致被害者の人権が34.3%、インターネットによる人権侵害が28%、女性に対する人権問題が26%ありました。次の棒グラフは、人権問題に関心のある項目を市民の方の関心の多い順に並べたグラフです。

□人権問題の中で  
関心のある項目  
(当てはまるものすべて選択)



□人権侵害を受けたと感じ  
たことはありますか  
(該当項目一つ選択)



「いままでに、自分や自分の家族が人権侵害（暴力、脅迫、強要、プライバシーの侵害、差別待遇など）を受けたと感じたことがありますか」と質問したところ、全く感じたことがない人とあまり感じたことがない人の合計が約60%で、大いに感じたことがある人と少し感じたことがある人の合計が約35%でした。

## 2 基本的な視点

### ① 多様性の尊重

誰もがそれぞれに個性を持って自分なりの価値観を持って生きています。自ら選ぶことのできない生まれや生い立ち、国籍、民族、宗教、言語、習慣などによって、様々な違いのある人がいます。国際化が進む我が国において、すべての市民の人権が尊重された社会を築くためには、お互いの個性や違いを認め合い、尊重しあうことが大切です。

### ② 一人ひとりを大切に

市民それぞれが、人権の大切さを認識し、一人ひとりの人権が尊重される社会の担い手となり、日常生活の中で人権尊重の意識が浸透するよう、人権感覚の醸成を図り、市民一人ひとりの人権意識の高揚に取り組みます。

### ③ 誰もがともに認め合う

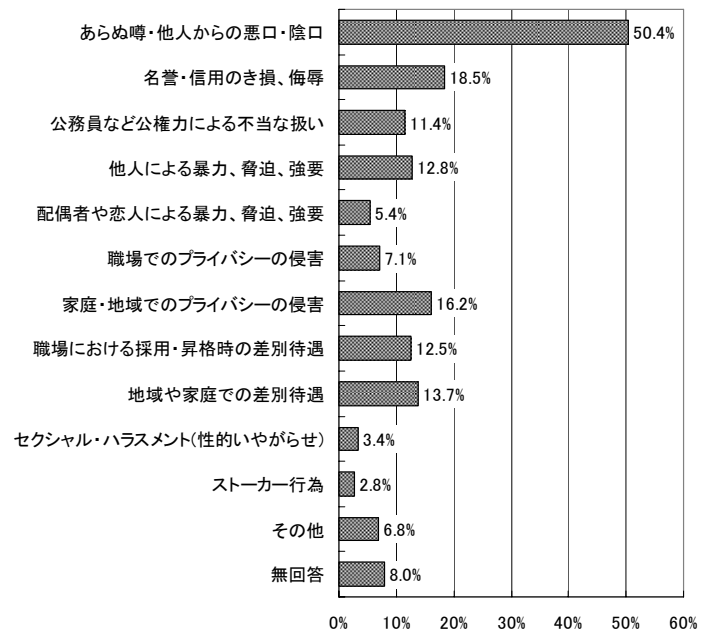
誰もがともに認め合うために、誤った認識や知識の不足によって、いわれのない偏見や差別が起こることのない社会を目指します。一人ひとりが自らの問題として人権問題の大切さを認識していくことが重要です。



### 3 指針の性格

- ① 人権尊重の視点に基づいて人権施策推進のための基本的な考え方を示すとともに、市民一人ひとりの人権課題に対する方向性を明らかにし、効果的かつ効率的に人権施策を推進するための指針となるものです。
- ② 国の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」や「人権教育・啓発に関する基本計画」「人権教育のための国連 10 年に関する国内計画」の趣旨及び「岐阜県人権施策推進指針」に積極的に対応するものです。

□ 感じたことがある人権侵害は何ですか  
(当てはまるものすべて選択)



市民アンケートで、「人権侵害（暴力、脅迫、強要、プライバシーの侵害、差別待遇など）を受けたと感じたことがある」と回答した人に「それはどのような人権侵害ですか」と質問したところ、有らぬ噂、他人からの悪口、陰口が 50% 余ありました。風評は本人が知らないうちに、拡大する傾向を持ちます。子どものころから、人権の大切さや思いやりの心を育てることが大切です。大人は、日ごろから他人の有らぬ噂、悪口、陰口を言わないなど、子どもの手本となるように生活することが求められます。

### 4 指針の期間

本指針の推進期間は平成 20（2008）年～平成 24（2012）年の 5 ヶ年間とします。推進期間の完了後も関係機関及び市民の皆様とともに取り組みを継続していきます。

## 第3章 施策の推進方向

### 1 人権教育・啓発の推進

#### 1-1 人権教育

本市では、「恵那市総合計画」の中に人を育み、人を活かす教育として人権教育の充実を掲げ、様々な人権問題に対する学習機会を創出して、市民の人権に対する意識の高揚を図るため、男女共同参画プランを始めとしてさまざまな差別意識の解消に向けた教育に取り組んできています。また、市民に対して適切な教育を進め、人権尊重の視点であらゆる施策を展開していくためには、行政関係者の人権意識の高揚を図ることも重要となります。

今後は、市民一人ひとりが人権問題に関心をもち、自分の問題としてさまざまな人権問題に取り組んでいけるよう、学校、家庭、地域、職場などのあらゆる機会を通じて、人権意識を育むための総合的な教育活動をより一層充実していきます。

また、世代、性別を問わずあらゆる人が人権の重要性を認識し、人権にかかわる問題の解決のために行動できる力を十分に身につけることができるように、自発的に知識を身に付けるとともに、考える力や生命を大切にする思いやりの心、お互いを認め合い尊重する心を育み、知的理解だけに留まらない様、人権尊重の精神を育てます。

##### ① 学校等における人権教育の推進

学校教育においては、子どもたちの発達段階に即しながら、各領域、各教科の特質等に応じ、全教育活動を通じて、人権意識を高め一人ひとりを大切にする教育を推進することがとても大切です。とりわけ、幼稚園や小・中学校では生涯にわたって生き抜く力の基礎を培う時期です。生涯にわたって人権意識を持ち続けるためにもこの時期の人権教育の充実が大切です。この視点に立ち、各幼稚園、小・中学校において、次のことを力点として人権教育の推進に努めます。

幼稚園においては、豊かな体験学習を通して、幼児期にふさわしい道徳性の芽生えを培うなど、心の充実に努めるとともに、幼児一人ひとりの良さや主体性が発揮される活動の展開に努めます。各幼稚園では、それぞれ体験活動の柱を持っており、その柱を軸に園での教育を推進しています。二葉幼稚園では「絵遊び\*」、大井幼稚園では「わらべうた遊び\*」、東野幼稚園では「よみきかせ\*」です。それらを柱に豊かな体験活動を通し、園児の心の教育の充実に努めます。

小学校、中学校においては、自己を見つける力と他を思いやる心、豊かな人間性と自主的、実践的な態度を育てるとともに、児童生徒との信頼関係を築き、児童生徒一人ひとりの人格や尊厳を大切にされた教育に努めます。そのため、市内各学校での全教育活動を通しての人権教育の充実に努めていきます。特に、先進的な人権教育を推進する学校を研究委託校に指定し、その実践成果を広く報告することを通して、市内各学校の人権教育のレベルアップに努めます。また、県教育委員会の推進する「ひびきあいの日\*」の事業も各学校の年間行事に必ず位置づけ、人権教育の柱にしていきます。

また、人権教育推進のための教職員の研修を充実させるとともに、様々な機会を通して保護者や地域社会に対して人権に関する啓発を積極的に推進します。市内各

学校の人権同和教育担当の職員を中心として、研修を深める体制作りや、県教育委員会と連携して研修の充実を図っていきます。保護者や地域社会に対しては、広く学校を開き、市内各学校の教育を公開することを通して、学校での人権教育の理解と啓発に努めていきます。

## ② 社会教育・生涯学習

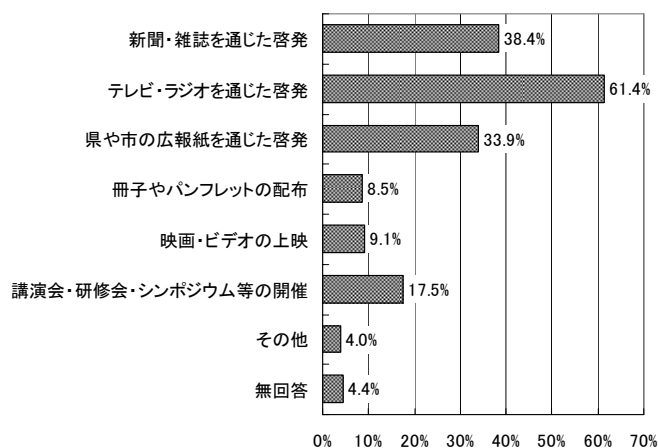
人権とは、誰もが生まれながらにもっている自分らしく幸せに生きる権利のことです。しかし、私たちのまわりには「偏見」や「いじめ」、「差別」といった人権に関わる様々な問題があります。

社会教育では、全ての人々の人権が尊重される、平和で豊かな社会を実現するために、世の中にある不合理な人権問題を無くすよう、生涯学習の視点を踏まえた市民の人権教育を推進します。そのためには、人権講演会の開催や市民に身近な施設である地域の公民館での人権学習の取り組みを進めるとともに、図書館に人権学習のための資料を整え、市民自らが生涯にわたって人権学習を進めるための機会と環境づくりに努めます。また、人権教育の推進に当たっては、自治会を始めとして社会教育関係団体や青少年育成市民会議、子ども会、PTAなど様々な団体と連携協力することが必要で、これらの団体と人権教育推進のための連絡を密に取り合い、地域に広がりをもった活動を展開します。

人権尊重社会の実現には、命の尊さや大切さ、自分がかげがえのない存在であると同時に、他人の痛みが分かり、他人もかけがえのない存在であることを実感できるような、一人ひとりを大切にした取り組みが必要です。特に子どもたちにとっては、家庭がこれらの人権意識を育むための極めて重要な場所となります。

家庭教育はすべての教育の原点であり、人権意識を育む上でも重要です。保護者が偏見や差別意識を持たず、日常生活において子供の手本となるように、差別をしない、差別を許さないなど、人権問題を正しく理解した上で接することが重要です。このため、家庭での教育力の向上を目指し、学習機会の充実や、子どもの成長段階に応じ、命の大切さや男女平等意識など、人権尊重意識を育むための情報提供を進めます。

□人権に対する社会的意識  
向上のための方法  
(二つまで選択)



市民アンケートで、「人権に対する社会的意識を高める手段として、どのようなことを実施するのが効果的だと思われますか」と質問したところ、テレビ・ラジオを通じた啓発が61.4%と多く、次いで新聞・雑誌を通じた啓発、県や市の広報紙を通じた啓発の順に続いています。広報の更なる活用が求められます。

## 1-2 人権啓発

市民の一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、これを前提として他人の人権にも十分に配慮した言動をとることを実践することが必要です。人権啓発とは、「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）」（人権教育・啓発推進法第2条）を言います。

### ① 市民への啓発

市民が、様々な場を通じて人権尊重の理念に対する理解と知識を深め、これを体得し行動することができるよう、多様な機会及び情報の提供を行います。また効果的な手法の採用などによる啓発活動を推進します。

岐阜地方法務局中津川支局や東濃人権啓発活動地域ネットワーク協議会との連携を図り、人権週間\*（12月4日～10日）には、特に啓発活動を推進するとともに、各課題についても啓発活動を展開します。また、社会教育や生涯学習の中で、岐阜県人権啓発センターの人権啓発出前講座を活用し、人権問題や人権啓発活動に関する情報収集や提供を充実します。さらに、より多くの市民に効率的に周知を図るため、色々なメディアを積極的に活用して効果的な啓発活動を推進します。

### ② 企業等への啓発

企業等においては、社会や地域への影響力の大きさからも、人権が尊重される職場づくりや、人権尊重の視点に根ざした企業活動を進める必要があります。そのため計画的、継続的に従業員等の研修などに努めることが大切です。本市では、恵那商工会議所や恵那市恵南商工会などと連携し、研修の実施を要請するとともに、啓発リーダーの養成を目的とした研修会・講演会の開催をはじめ、啓発資料の配布、情報の提供、講師派遣等の支援に努めます。また、採用にあたっては公正な採用選考の確立を図り、就職の機会均等に取り組むよう国の関係機関や県と連携し啓発活動を推進します。

### 1-3 人権にかかわりの深い分野の業務に従事する者に対する研修

行政職員、教職員、消防職員、医療・福祉関係職員など、人権に関わりの深い分野の業務に従事する者は、特に人権尊重の視点から職務を遂行する必要があります。このため、こうした職業に従事する人々に対する人権教育・啓発の充実を図ると共に、関係職員の人権意識の向上を通じて市民の手本となるように研修に努めます。

#### ① 行政職員

人権が尊重される社会づくりを積極的に推進していくためには、全ての職員が、人権問題に対する正しい理解と認識を深めるとともに、豊かな人権感覚を持つことが必要です。このため、本市では、人権問題について、職員研修の一環として取り組み、職員は、人権教育講演会に積極的に参加するなど、人権教育研修の推進を図って、人権問題を自らの課題・問題として受け止め、その解決に向けた主体的行動がとれるよう人権意識の高揚に努めています。

今後は、これまでの研修の成果と手法への評価を踏まえ、全職員が各階層ごとに、その職務内容と職責に応じて、直面する様々な人権課題に即した研修を実施し、職員の人権意識の確立に努めます。

#### ② 教職員

子どもたちの人格形成や人を敬う精神を高めるうえで、教職員の果たす役割は極めて重要です。このため、教職員が人権に関する正しい理解と人権尊重の理念や実践についての十分な認識を持つことができるよう、組織的、計画的な研修・研究体制の整備を図り、教職員の資質の向上と指導力の強化に努めます。

#### ③ 消防職員

消防職員は、市民の生命、身体の安全及び財産を各種災害から守ることを任務としており、その活動を通じて、日常生活に関わっていることから、人権に配慮した言動が求められています。このため、県の消防学校等において、人権問題の研修をしてきております。今後も、各種消防業務において適切な対応が行われるよう、人権意識を高めるための教育、研修の充実に努めます。

#### ④ 医療・福祉関係職員

医療関係職員は、人々の生命や健康の維持・増進に直接かかわる業務に従事しています。業務の遂行においては、患者や家族のプライバシーに対する配慮や診療情報の守秘義務があり、より人権意識に根ざした行動や判断が強く求められています。人権意識を一層向上させるべく、引き続き研修などの取り組みを推進します。

また、福祉関係職員は、高齢者、障がい者、子ども、妊婦等の生活相談や介護業務などに直接携わっており、業務の遂行に当たっては、個人のプライバシーや人権に対する十分な認識と配慮が必要です。

福祉施設等において要介助者の人権に配慮した処遇の徹底に努めるとともに、福祉関係職員の人権意識の一層の高揚に努めます。

## 2 分野別項目

### 2-1 女性の人権

#### ■現状と課題

昭和 50（1975）年の「国際婦人年」を契機として、昭和 54（1979）年には国連で「女子差別撤廃条約」が採択されるなど世界的な女性の地位向上や男女平等を図るための動きが進められ、我が国でも女性に関するさまざまな問題を解決するため、昭和 60（1985）年「女子差別撤廃条約」を批准、平成 11（1999）年には「男女共同参画社会基本法」を施行するなど、男女が性別に関係なく互いに人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮して、社会のあらゆる分野において活躍できるように、男女共同参画社会の実現が、今後、最も重要な課題として位置づけられ、様々な取り組みが進められています。

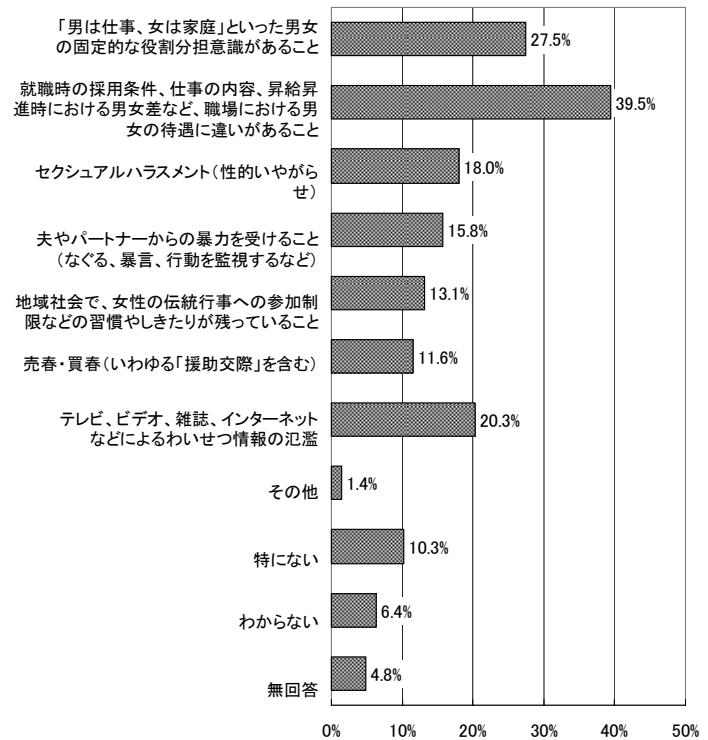
本市においても、平成 19（2007）年 3 月に「恵那市男女共同参画プラン」を策定。その効果的な施策の推進を図るために実施計画を作成して男女共同参画社会の実現をめざしています。

その成果として、男女共同参画社会の必要性が広く一般に認識されてきています。しかし、人々の意識の中に形成された男女の役割分担意識は今なお根強く残っており、就職や職場での待遇や女性の仕事と家庭の両立の問題、女性に対する暴力など、日常生活のあらゆる場面で男女平等が実現していない状況がみられます。

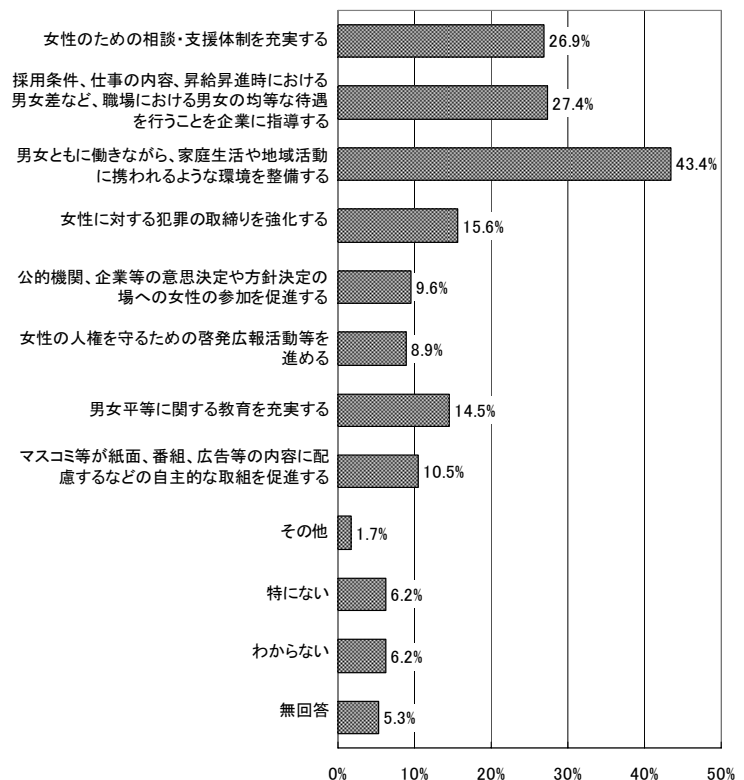
市民アンケートにおいても、40%近くの人が「就職時の採用条件等職場での男女差別」があると考えており、「男性は仕事、女性は家庭」という男女の固定的役割分担に対する考え方についても、依然として 27.5%の人に人権問題があると思われています。また、わいせつ情報の氾濫、セクシュアル・ハラスメント\*、夫から妻への暴力などが女性の人権を侵害する問題として重要視されてきています。

男女共同参画社会を形成していくため、就職・就業時の待遇の平等化や男女による役割分担意識を払拭するための教育・啓発を進めていくとともに、一人ひとりがあらゆる分野に積極的に参画し多様な生き方を選択できるよう、あらゆる機会での平等に向けた取り組みを一層強化していくことが必要です。

□女性に関する人権問題  
(二つまで選択)



□女性の人権保護のための方法  
(二つまで選択)



市民アンケートで、「女性の人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか」と質問したところ、男女ともに働きながら、家庭生活や地域活動に携われるような環境を整備するが43%強、次いで「採用条件、仕事の内容、昇給昇進時における男女差など、職場における男女の均等な待遇を行うことを企業に指導する」「女性のための相談・支援体制を充実する」が続いています。男性の家庭生活への協力や、企業の社会的責任の拡充、あらゆる場面での女性に対する相談・支援が必要です。

平成 19（2007）年 3 月に「恵那市男女共同参画プラン」を策定し、「認めあう優しい心と心のはあもにい」をテーマに、市民一人ひとりが、性別にかかわらず、家庭で、地域で、そして職場でのびのびと個性と能力をお互いに発揮できるよう、家庭、地域、職場での男女共同参画の様々な目標を掲げで取り組みます。

## ■施策の方向

- ① 男女平等意識、性の尊重に関する教育・啓発の促進
  - ・性別による固定的な役割分担意識を排除する。
  - ・性の商品化\*を排除する。
  - ・人権尊重や性の商品化に関する意識改革のための学習をする。
- ② あらゆる分野への男女共同参画の促進
  - ・男女の処遇格差を是正する。
  - ・女性の社会進出を認め、促進するための意識啓発に努める。
  - ・女性のリーダーシップの育成と発言力の向上に努める。
- ③ 多様な生き方が選択できる条件の整備
  - ・地域社会における慣例の改革を進める。
  - ・子育ての社会化（地域の子育て支援）を支援する。
  - ・介護や子育てなどの福祉サービスの利用を促進する。
- ④ あらゆる暴力から女性を守るための相談・支援体制の充実
  - ・平成 17（2005）年 12 月 16 日に設置した恵那市要保護児童及び DV\*防止対策地域協議会の構成団体が連携し、配偶者からの暴力（DV）被害者の早期対応を図る。



## 2-2 子どもの人権

### ■現状と課題

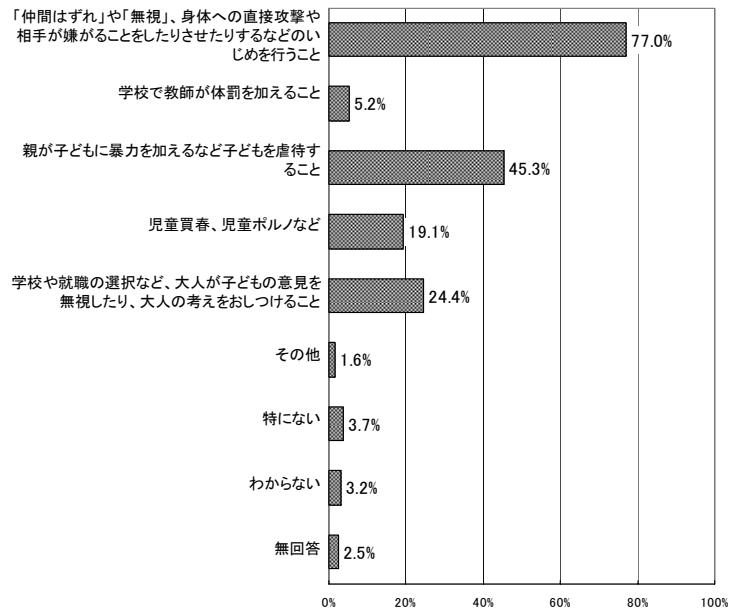
昭和 34 (1959) 年に国連総会で「児童の権利宣言」を、平成元 (1989) 年には「児童の権利に関する条約\*」が採択され、生存、発達、保護、参加という包括的な権利を子どもに保証し、子供の人権尊重についての必要性を明らかにしました。我が国でも、平成 6 (1994) 年に「児童の権利に関する条約」が批准され、子どもを保護・援助の対象としてだけでなく権利の主体として捉えることを明確にしています。「子どもの最善の利益」を主として考慮し、住んでいる地域や性別、年齢などによって不利益を被ることのないように、あらゆる差別を排除し、子どもの生命、生存、発達のための基礎的な社会サービスが確保され、そして子どもの考えや意見を生かして色々な場面で配慮がなされ、子ども一人ひとりが自由に個性と能力を発揮できるように、子どもの環境の改善と向上に積極的に取り組むことが必要です。こうした理念に基づき、児童福祉法の改正、エンゼルプランの策定などによる施策の充実や「児童虐待防止法」などの見直しが進められています。

本市においても、平成 17 (2005) 年に「次世代育成支援行動計画」を策定し、子どもたちが健やかに育つための環境づくりに向けて、地域社会全体での総合的な取り組みを進めています。

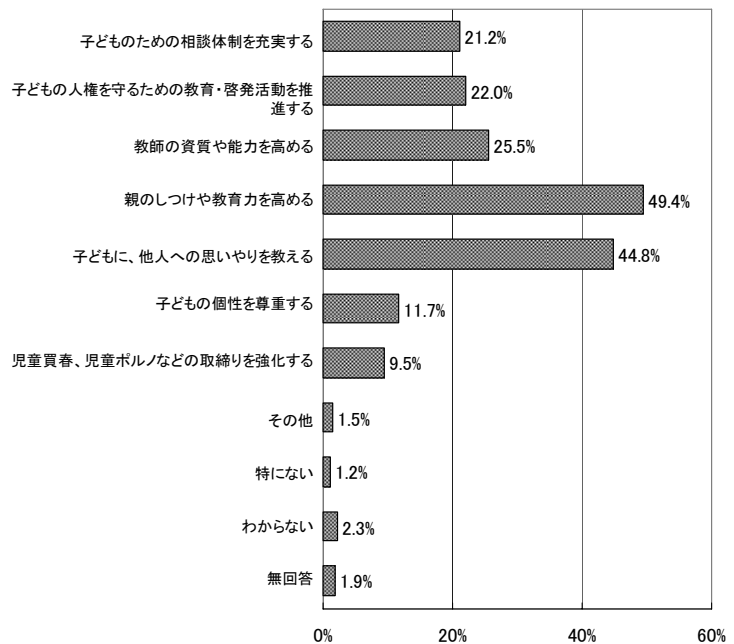
しかし、少子化や核家族化の進行により、家庭での教育力の低下や地域関係の希薄化など子どもが育つ環境は悪化しており、子どもをめぐるさまざまな問題が発生してきています。特に最近では、携帯電話やインターネットによる「いじめ」も増加しており、その対策が必要です。

市民アンケートでは、80%近くという圧倒的多数の人が「仲間はずれ」や「無視」などの「いじめ」について人権上問題があると思っています。続いて「親による虐待」「子どもの意見を無視」などが上位にあげられており、子どもの人権に関する問題はますます深刻化してきています。今後は、家族ばかりでなく地域で育てていく必要があります。これから人間として成長していく子ども達を周りで温かく見守り、間違っただけは他人でも叱ることのできる地域づくりが大切です。子どもは大人を見て育つともいわれ、大人自身が手本となることも求められます。甘やかすのではなく、子ども一人ひとりの人権が尊重され心身ともに健やかに育つよう、子どもの人権について理解を深める教育・啓発活動を推進するとともに、虐待やいじめなど子どもの人権を脅かす問題の発生防止、早期発見、早期対応に向けた取り組みを強化していくことが必要です。

□子どもに関する人権問題  
(二つまで選択)



□子どもの人権保護のための方法  
(二つまで選択)



市民アンケートで、「子どもの人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか」と質問したところ「保護者の躾や教育を高める」「子どもに他人への思いやりを教える」といった家庭での教育に関する項目が高い割合で選ばれています。保護者が家庭で自信をもって子どもの教育に関わる自信や見識が求められています。次いで「教師の資質や能力を高める」といった学校教育の問題も多く選ばれました。

すべての子どもは、人としての権利が保障され、また、様々な権利の主体者として、子どもの意見が尊重されなければなりません。子どもの権利を保障し、子どもの幸福や利益を守ることが求められています。

## ■施策の方向

- ① 子どもの人権を尊重する教育・啓発の推進
  - ・ 幼児期における子どもの人権尊重教育（体験学習）を推進する。
  - ・ 小・中学生へ「子どもの人権」について教える。
  - ・ 授業の中で、いのちの大切さや家庭の役割について学習する。
- ② 子育て支援や虐待防止に対する取り組みの推進
  - ・ 平成 17（2005）年 12 月 16 日に設置した恵那市要保護児童及び DV 防止対策地域協議会の構成団体が連携し、保護者のいない児童又は、保護者に監護させることが不適當であると認められる児童（要保護児童）の早期発見及び保護を図る。
- ③ いじめや不登校等に対する取り組みの推進
  - ・ 児童相談員など相談体制を充実する。
  - ・ 子どもが相談できる窓口を設ける。
- ④ 子どもの健全育成環境の整備
  - ・ 話し合いができる家庭づくりを支援する。
  - ・ 保護者の教育力をつける支援をする。
  - ・ 育児休暇を取得しやすい職場環境をつくる。
  - ・ 性の商品化の防止のための啓発をする。
  - ・ 育児支援家庭訪問事業（養育者が出産後間もない時期に、援助や技術指導などの家庭訪問する）の実施を検討する。

## 2-3 高齢者の人権

### ■現状と課題

我が国では、急速に高齢化が進行しており、それに伴い様々な問題が生じています。平成 27 (2015) 年頃には国民 4 人に 1 人は 65 歳以上という本格的な高齢社会を迎えることが予測されています。我が国では、平成 7 (1995) 年 12 月に「高齢社会対策基本法」が施行され、様々な取り組みが行われています。しかし、寝たきりや認知症高齢者など介護や介助を必要としている高齢者への心理的・身体的虐待や介護放棄、財産や金銭の搾取、豊かな経験や知識がありながらも、年齢のために雇用を敬遠されるなど、日常生活や社会生活においても様々な問題を抱えています。高齢化の進展に伴って、介護が必要な高齢者の増加が見込まれています。介護する家族の高齢化などによる家族介護力の低下や介護費負担の増大、地域社会の活力の低下などが大きな社会問題となり、社会全体でサポートするために平成 12 (2000) 年に「介護保険制度」が導入されました。

本市においても、高齢化は着実に進んでおり、平成 17 年 (2005) 年の国勢調査では高齢化率 (総人口に占める 65 歳以上人口の割合) 26.3% とおよそ市民 4 人に 1 人が高齢者となっています。すべての高齢者が住み慣れた地域社会の中で、健康で生きがいを持ち、安心して豊かな生活を過ごせるよう、平成 18 (2006) 年 3 月「第 3 期老人保健福祉計画及び介護保険事業計画」を策定し、高齢者保健福祉全般にわたって多様な施策を展開しています。

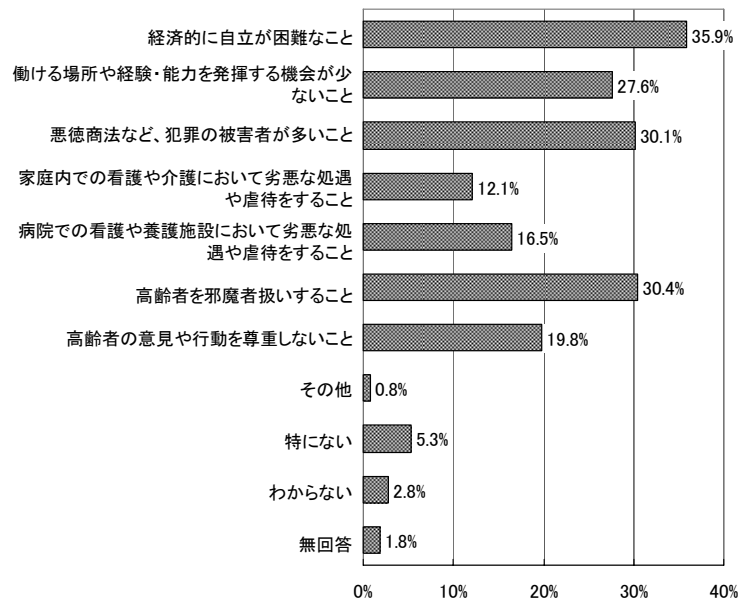
しかし、高齢者の人権に関わる問題として、寝たきり・認知症高齢者への虐待や介護放棄、財産面での権利侵害などのほか、高齢者を敬遠しがちな風潮など誤った先入観や固定観念により、高齢者の社会参加を阻害するケースなどもみられます。

市民アンケートでは、高齢者の人権問題として「経済的自立が困難」35.9% 「高齢者を邪魔者扱いする」30.4% 「悪徳商法など犯罪被害者が多い」30.1% 「働き場所や能力を発揮する機会が少ない」27.6% が上位を占めており、高齢者に必要とされることは生活保障、雇用、趣味や娯楽・スポーツ、高齢者への理解や思いやりなど多岐にわたっています。

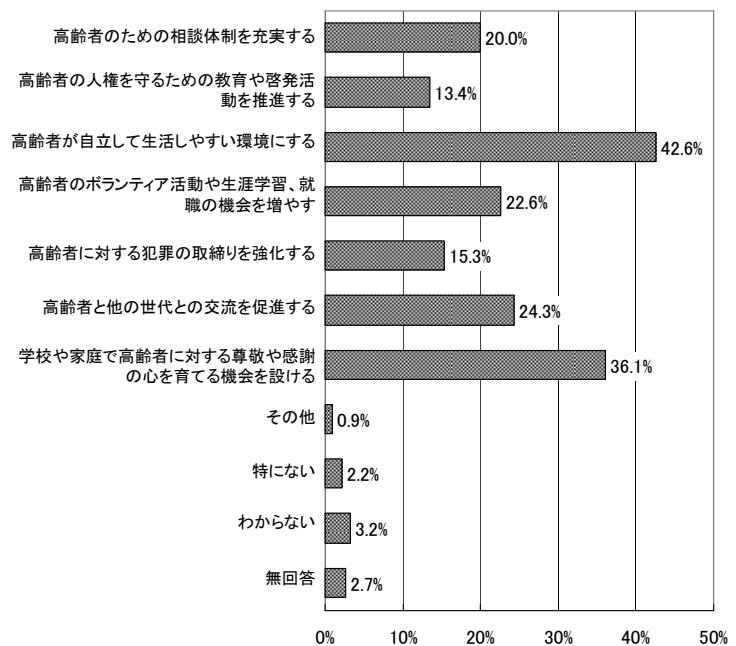
今後は、すべての高齢者にとってより暮らしやすい社会の実現に向けて、高齢者一人ひとりの質の高い生活を確保していける施策や高齢者への理解を深めるための教育・啓発活動が必要です。

理解のうえにたって適切に受けられる保健福祉サービスの充実、高齢者の権利が十分に保障される体制づくり、生きがいに満ちた生活を送るための支援、安心して暮らせる地域づくりや生活環境の整備など、多様な取り組みを総合的に進めていくことが必要です。

□高齢者に関する人権問題.  
(二つまで選択)



□高齢者の人権保護  
のための方法  
(二つまで選択)



市民アンケートで、「高齢者の人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか」と質問したところ、「高齢者が自立して生活しやすい環境にする」「学校や家庭で高齢者に対する尊敬や感謝の心を育てる機会を設ける」「高齢者和其他の世代との交流を促進する」「高齢者のための相談体制を充実する」といった回答が、多く見られました。高齢者の経済的支援や、高齢者の社会的活動、生活上の様々な局面での相談体制等が求められます。また高齢者をターゲットとした犯罪の防止も必要です。

## ■施策の方向

### ① 高齢者への理解を深める教育・啓発の推進

- ・高齢者の人権についての認識を深めてもらうため、広報紙、パンフレット、各種講演会等において、高齢者の人権に関する広報や啓発を進める。
- ・高齢者に対して思いやりのある心を育てるため、保育園、幼稚園、学校、地域において、福祉施設への訪問や高齢者へのボランティア活動、交流学习会など、高齢者と若い世代などの世代間交流を推進する。

### ② 保健福祉サービスの充実

- ・介護が必要になっても住みなれた地域で暮らせるように、在宅の要援護高齢者及びその家族に対して、介護に関する相談、関係機関との連絡・調整を行い、高齢者の介護予防や生活支援に努める。
- ・地域における保健福祉の総合相談窓口として、身近で気軽に相談でき、適切なサービスが受けられるよう、整備・充実を図る。
- ・高齢者が家族等による介護を受けながら暮らしていけるよう、家族等介護者の負担を軽減するサービスの充実を図り、効果的な事業の推進に努める。
- ・身体的、環境上または、経済的な理由により在宅生活が困難な高齢者の生活の質を確保するため、養護老人ホームの施設の充実に努める。

### ③ 高齢者の権利擁護の推進

- ・高齢者が安心して福祉サービスを利用できるよう、福祉サービスの利用等に関する相談・苦情に対応するとともに、各種サービスの広報や啓発を行い利用促進に努める。
- ・認知症高齢者など、判断能力が不十分な人の生活を支援するため、福祉サービスの利用援助や金銭管理の援助、財産管理など成年後見制度\*の支援を行い、権利擁護を推進する。

### ④ 高齢者の生きがい対策の推進

- ・高齢者が長年培ってきた豊富な知識や経験、能力を生かしていけるよう、高齢者の就労機会の提供や高齢者が意欲や能力に応じた活動を行えるよう、社会福祉協議会のボランティアセンター等との連携を図り、ボランティア活動への高齢者の参加を促進する。
- ・高齢者の生活を健康で豊かにするため、老人クラブ活動への支援を行うとともに、広報・啓発による加入促進を図り、より一層活動の活性化に努める。
- ・高齢者の学習意欲や趣味活動への要望に応えるため、老人大学や各種講座等の内容の充実を図るとともに、学習情報の提供・相談体制の充実に努める。
- ・高齢者の健康の維持・増進を図り、地域との交流を深められるよう、高齢者のニーズに応じたスポーツの普及に向けて支援を行い、高齢者のスポーツ活動の振興を推進し、健康老人の育成に努める。

### ⑤ 地域福祉の推進

- ・福祉活動団体、ボランティア団体、自治会、民生委員・児童委員、地域住民等による高齢者福祉活動の育成支援の充実や相互ネットワークの強化を図り、高齢者の身近な地域において住民が相互に支え合う地域ケア体制を充実する。

⑥ 高齢者が安心して暮らせる生活環境の整備

- ・公共的施設や公共交通機関などの利便性や安全性の向上を図るため、関係機関との協力を図りバリアフリー\*化を推進する。
- ・高齢者も情報を得やすいように、多様な方法での情報提供に努める。
- ・高齢者の災害や犯罪等における安全対策を強化するため、火災防止や災害時の対処方法についての啓発を推進するとともに、家庭における防火対応の促進、社会福祉施設や病院等における防火体制の充実を図る。また、緊急通報システム事業の推進など緊急時の対応を強化し、高齢者を狙った犯罪や消費生活に係わる物などに対して、警察や自治会との連携による地域ぐるみの防犯対策を充実する。
- ・高齢者を対象にした交通安全教室の開催や安全思想の普及に努める。

## 2-4 障がい者の人権

### ■現状と課題

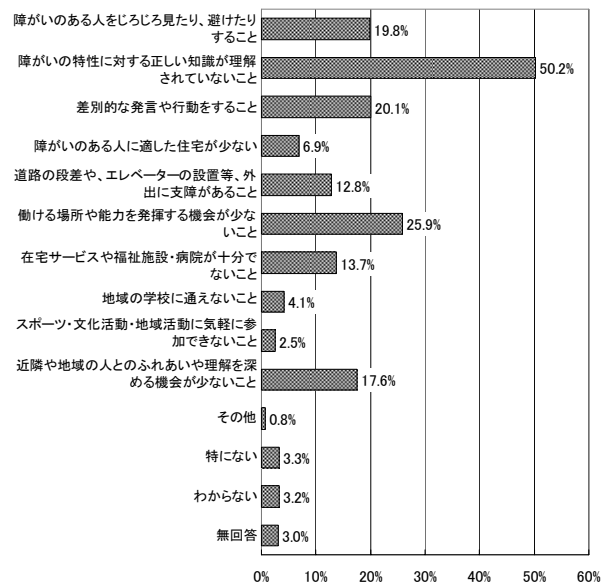
国連は、昭和 56 (1981) 年を「国際障害者年」と定めることを決議し、障がい者の社会生活への「完全参加」と「平等」を推進することによって、各国に障がい者福祉を増進するように提唱しました。さらにそれを実現するため昭和 57 (1982) 年「障害者に関する世界行動計画」が国連総会で採択されました。わが国でも、昭和 45 (1970) 年に基本法として施行された「心身障害者対策基本法」を平成 5 (1993) 年に「障害者基本法」として改正し、それに基づく障害者基本計画として、「障害者対策に関する新長期計画」が策定されました。平成 7 (1995) 年には「障害者対策に関する新長期計画」の実施計画として「障害者プラン～ノーマライゼーション\* 7 か年戦略～」が策定され、障がい者施策の総合的かつ計画的な実施が図られています。平成 17 (2005) 年に地域での自立支援を目的として、障害者自立支援法が成立し、障がい福祉サービスは障がいの種類に関わらず共通のサービスが提供されることになりました。また、障がい者が地域で生活するための各種サービスの実施主体は、市町村に一元化されました。

本市においても、平成 19 (2007) 年 3 月に「恵那市障害者福祉計画」を策定し、「ノーマライゼーション」「リハビリテーション」「完全参加と平等」を踏まえ、基本理念は「すべての人がお互いに認め合い、支えあいながら暮らせる」社会の実現への思いを込め、『共生社会の実現』とし、各種施策を展開しています。障がい者福祉の理念である ノーマライゼーションも次第に定着しつつあり、市民の意識も変化をみせています。市民アンケートでは、障がい者の人権保護のための方法は「在宅サービスや福祉施設・医療機関を充実する」28.6%を筆頭に 20%以上のものが 7 項目と多岐にわたっており、あらゆる面において障がい者の人権問題に積極的に取り組むことが望ましいと考えているものと思われまます。

今後、ノーマライゼーションの理念を実現するためには、さらなる市民の理解、協力が何より重要です。地域で共に豊かな生活を送れるよう、障がい者への理解を深めるための教育・啓発を推進し、共に支え合う関係を築くことが必要です。また、障がいのある人も、個人の能力を十分に発揮できるような社会参加のための施策を推進するとともに、主体的な行動を確保するための支援や障がい者の意見が反映・尊重される体制づくり、生活環境の整備など、障がい者の人権保護のための取り組みを進め「一人ひとりが最良の生活の場と地域をもち、自立と自己実現を果たせるまち」を目指します。

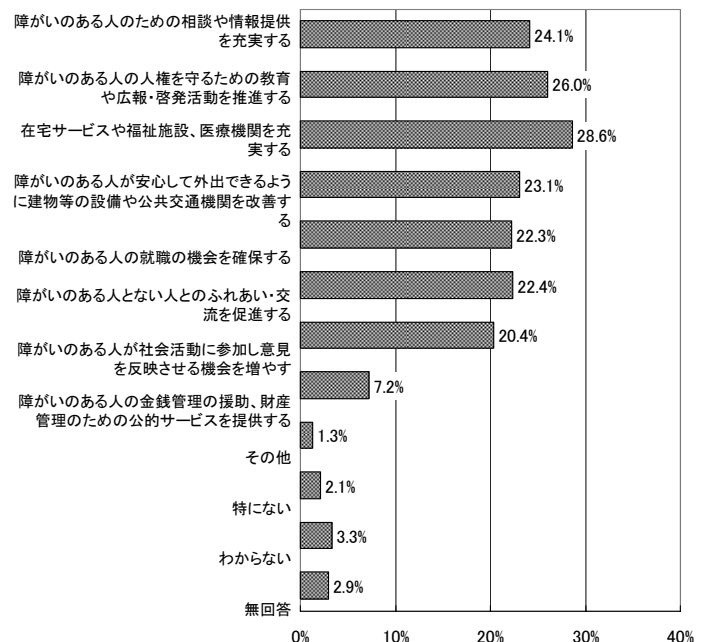


□障がい者に関する人権問題  
(二つまで選択)



市民アンケートで、「障がいのある人が地域で生活するとき、特に人権上問題があると思われるのはどのようなことですか」との質問に対しては、「障がいの特性に対する正しい知識が理解されていないこと」「障がいのある人をじろじろ見たり、避けたりすること」「働ける場所や能力を発揮する機会が少ないこと」「差別的な発言や行動をすること」等の意見が多くみられ、ノーマライゼーションの教育・啓発を子どものころから実施することが必要です。また、障がい者の社会的、経済的な生活が適正に営まれることが大切です。公共施設などのバリアフリー化やスポーツ・文化活動への参加も求められています。

□障がい者の人権保護  
のための方法  
(二つまで選択)



市民アンケートで、「障がいのある人の人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか」と質問したところ、「在宅サービス等の充実」「人権を守るための教育・広報」「啓発、相談や情報提供の充実」「建物等の設備や交通機関の改善」「障がいのある人とない人の交流」「障がい者の社会参加」等が20%以上の割合で回答されています。

## ■施策の方向

- ① 障がい者への理解を深める教育・啓発の推進
  - ・障がいや障がい者に対する理解の促進と支え合いの心の育成に向けて、学校教育を中心とする子どもたちからの福祉教育を推進します。また、地域での福祉教育にも取り組み、障がい者の生活支援を地域の身近な課題としてとらえることができるよう市民意識の高揚を図る。
- ② 地域生活への支援の充実
  - ・障がいがあっても住み慣れた地域で生活することができるよう、障がい者等のニーズに応じた障がい福祉サービスの提供体制を整備する。
- ③ 自立と社会参加の促進
  - ・公共職業安定所など労働関係機関との連携や相談機能の充実を図り、障がい者の雇用の場の確保や就労のための支援を行う。
  - ・障がい者が生活するために必要な各種助成制度などの利用を促進する。
- ④ 障がい者の権利擁護の推進
  - ・障がい者の権利擁護のために必要な制度利用を関係機関との連絡調整を図りながら支援する。
- ⑤ 障がいのある人のための相談や情報提供の充実
  - ・障がい者のための相談機能を充実し、相談しやすい環境づくりに努める。
- ⑥ 障がい者が安心して暮らせる生活環境の整備
  - ・障がい者が暮らしやすい生活環境の整備と住宅や公共施設のバリアフリー・ユニバーサルデザイン\*化を推進する。

## 2-5 同和問題

### ■現状と課題

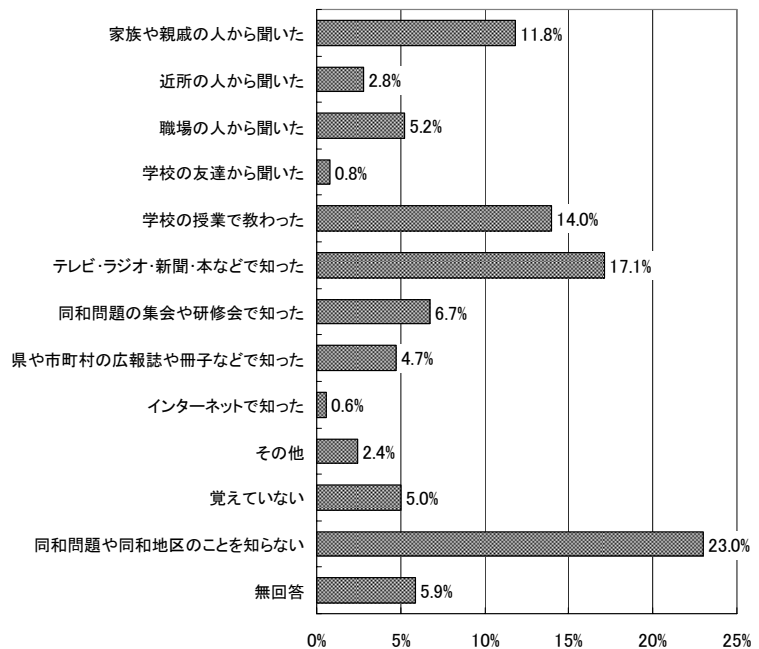
同和問題は、日本社会の歴史的発展の過程の中で作られてきた身分階層構造に基づく差別であって、現在もある特定の地域に生まれたというだけで不当な差別がなされ、結婚を反対されたり、就職で不公平に扱われたり、日常生活や社会生活の中で様々な差別を受けるなど、現代社会においても基本的人権が侵害され、深刻で重要な社会問題です。同和問題の解決を図ることは国の責務であり、同時に国民的課題でもあります。

市民アンケートでは、「同和問題や同和地区のことを知らない」と答えた人が23.0%と一番多く、ついで、知っている人の中では、「テレビ・ラジオ・新聞等で知った」17.1%「学校の授業で知った」14.0%と続いています。本市では「同和对策事業特別措置法」に定められた、対象地域はありませんが、我が国固有の人権問題である、同和問題を正しく認識し理解するよう、市民への人権教育・啓発を進める必要があります。

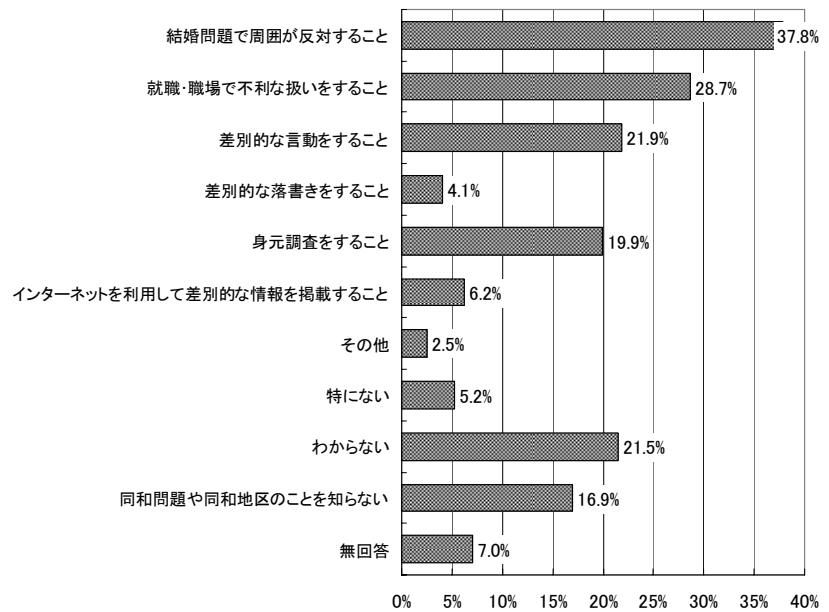
また、同和問題でどんな人権問題が起きていると思うかでは、結婚問題で周囲が反対する」37.8%「就職・職場での不利な扱いをすること」28.7%「差別的な発言をすること」21.7%と続いており、同和問題で人権侵害があると考えられています。

同和問題を完全解決するために、国、県、関係機関・地域団体などあらゆる団体が連携し、人権意識の高揚と定着を図る取り組みを推進し、教育・啓発を積極的に行い、教育、就業面などをはじめとした日常生活における差別を住民自らが許さない、自立促進に向けた取り組みが必要です。

□同和問題や同和地区について  
知っていますか？  
また、知ったきっかけは何ですか？  
(当てはまるものすべて選択)



□同和問題について、どのような問題が起きていると思いますか  
(当てはまるものすべて選択)



## ■施策の方向

### ① 問題解決に向けた教育・啓発の推進

- ・同和問題を人権教育・人権啓発の一環として、市民、市職員、教員、PTAなどを対象に人権教育講演会の開催や、啓発用品の配布により人権啓発の推進を図り同和問題に対する正しい認識と理解が深まるように努める。

### ② 雇用の安定向上

- ・本人の能力に関係のない就職差別がないように企業等に啓発する。

### ③ えせ同和行為\*の根絶

- ・えせ同和行為は、同和問題に対する誤った意識を植え付けるだけでなく、同和問題の解決を阻害する大きな要因となっている。同和問題に対する正しい理解と認識を深め、県等関係機関と連携し被害を未然に防ぐように努める。

## 2-6 外国人の人権

### ■現状と課題

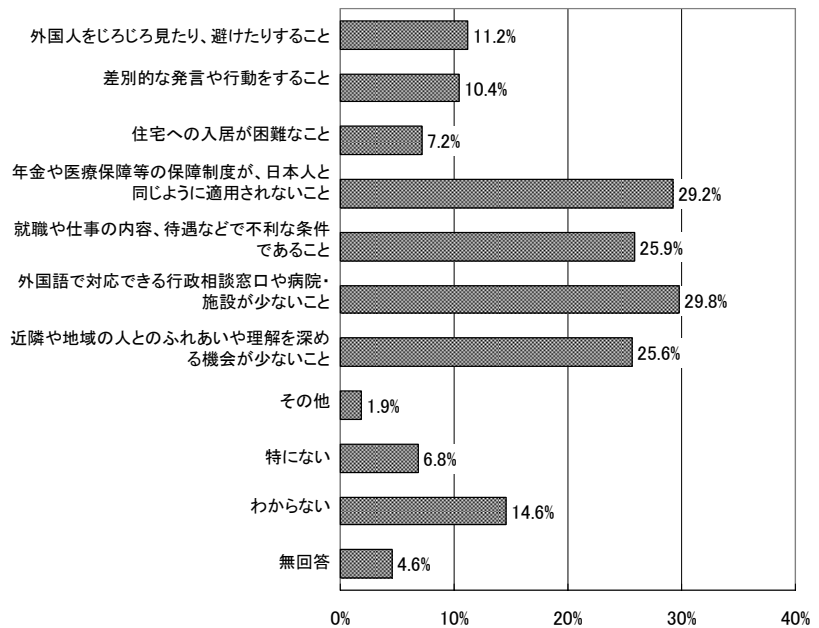
今日、経済や社会、文化など市民生活の広範な分野で情報と交通手段の急速な発達により、あらゆる面で国際社会の相互依存関係が深まっており、対等なパートナーシップのもとに交流や連携を進めていく時代となっています。

本市における外国人登録\*者数は、平成19(2007)年3月末現在、665人、3年前と比べて78人(14%)増加するなど、地域社会、職場、学校など様々なところで、外国人と接触する機会が日常化しており、様々な外国人と共生する地域社会づくりが求められています。こうしたなかで、異なる文化や価値観、生活習慣などに対する理解不足から就学・就労、地域住民との摩擦など、生活の様々な場面で差別的な処遇や不便を強いられる問題が生じています。

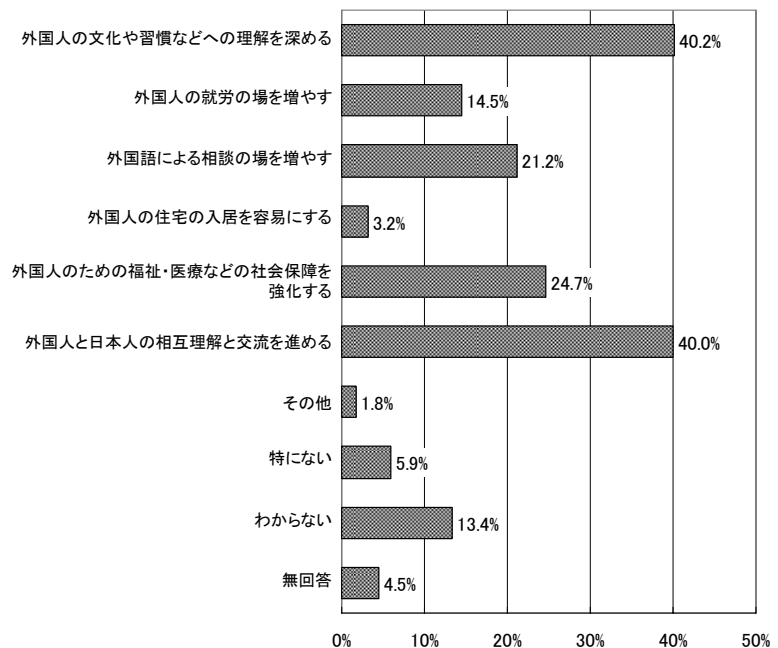
「市民アンケート」の調査では、10.3%の人が外国人の人権問題に関心をもっており、外国人が地域で生活するうえで、特に「外国語で対応できる行政相談窓口や病院施設が少ないこと」、「年金や医療保障等の保障制度が、日本人と同じように適用されないこと」が問題とされています。また、「外国人の人権を守るためにはどのようなことが必要だと思いますか」との質問では、「外国人の文化や習慣などへの理解を深めることが必要だ」と感じている人が40%を越え、「外国人と日本人の相互理解と交流を進める」と答えている人も40%を超えています。こうした状況のなかで、外国人の人権を守るためには、外国人のための相談窓口、学べる機会、公平な就労機会、交流機会などの取り組みが必要と考えられています。

今後は、外国籍市民も地域社会の一員とし、共に生きる社会を構築していけるよう、外国人の人権を尊重し、相互理解を深めるための啓発や教育、交流活動を推進するとともに、日常生活において不自由さを感じることなく安心して暮らせる環境を整備・充実していくことが必要です。

### □外国人に関する人権問題 (二つまで選択)



□外国人の人権保護のための方法  
(二つまで選択)



市民が外国人の持つ文化や生活習慣、価値観を認め、誰もが一人の人間として尊重され、多様な個性を受け入れることのできる共生社会の実現に取り組みます。このため、国際交流をはじめ異文化理解を深めるための教育・啓発を推進します。また、外国人も一人の市民として地域社会で共に働き、生活し、多様なサービスを楽しむよう各種支援を推進します。

■施策の方向

① 国際理解の促進

- ・国際理解を深め、外国人との共生社会をつくるため、国際交流協会や民間の支援団体等と連携し、外国人の言語や歴史・文化を学ぶ講座や講演会等の開催や、外国人との交流を積極的に推進する。

② 学校教育における国際理解教育の推進

- ・外国人と共生する社会の重要性を子どものうちから培っていくことが大切であり、学校教育の場で、国際理解を深めるための教育を推進する。

③ 共生社会を目指した地域づくり

- ・地域社会で暮らしていくための決まりや習慣を理解してもらうため、日本の習慣・文化等を学習する場や機会を充実させるとともに、行事等の情報は在住者が多い言語などでの情報提供の充実を図る。

④ 外国人雇用の促進と福祉政策の充実

- ・外国人労働者の労働条件及び安全衛生などについて、関係機関と連携して事業主に周知を図り、外国人労働者の人権が尊重されるよう啓発に取り組む。
- ・外国人が地域で安心して生活するために、保健・医療・福祉サービスについて、外国人が利用しやすい環境の整備を推進する。

## 2-7 感染症患者等の人権

### ■現状と課題

H I V\*感染症・ハンセン病\*等に代表される感染症や難病について、間違った知識や情報による偏見や過剰な恐怖心から患者や元患者自身だけでなく患者の家族にまで及ぶ偏見や差別が未だに残っています。

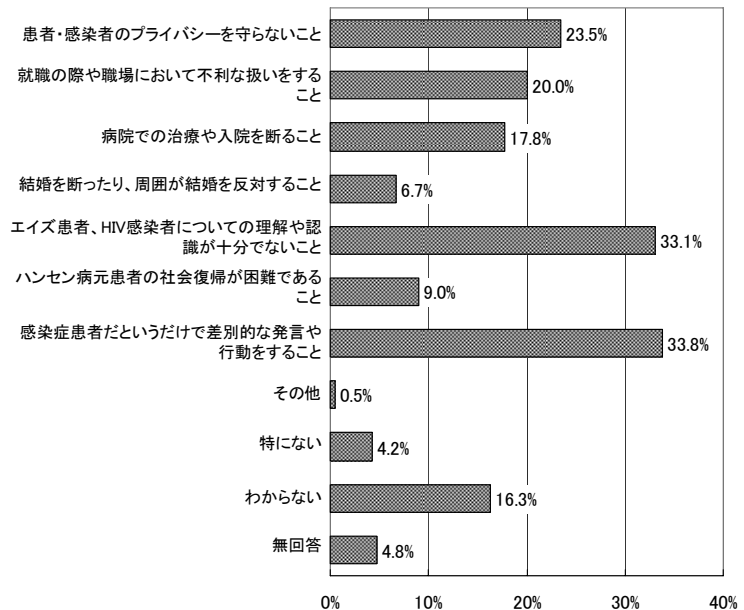
明治6（1873）年ノルウェーの医師ハンセンが病原菌を発見したハンセン病は、感染症の病気であることが証明されたにもかかわらず、明治40（1907）年に制定された「らい予防法」が平成8（1996）年に廃止されるまで実に長い年月にわたってハンセン病患者に対して強制隔離政策が採られてきました。

H I V感染症については、様々な活動により正しい知識が浸透してきたとはいえ、依然、患者数が増え続けており、対策がまだ十分であるとはいえません。現在では完治は出来ませんが、発病をおさえる抗H I V薬などの治療法が開発されています。昭和63（1988）年、WHOはエイズ\*の蔓延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を目的に毎年12月1日を“世界エイズデー”として、世界に向けて啓発活動の実施を提唱しました。H I V感染者や難病患者が差別や偏見を受けることなく、より人権が尊重された生活を送れるよう、病気等に関する正しい知識・理解を深めるための普及・啓発活動を一層進めるとともに、療養生活を支援する取り組みや安心して生活できるように地域社会づくりに努めることが必要です。

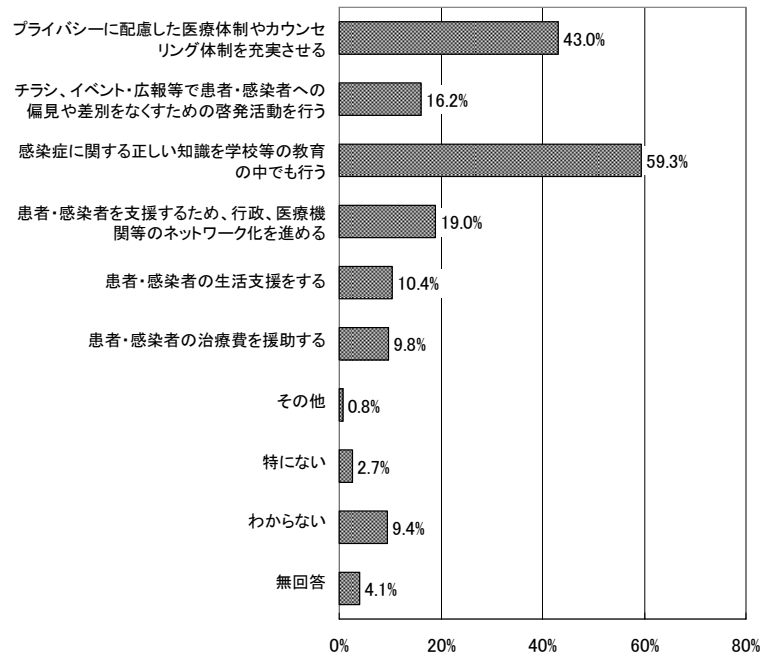
市民アンケートで、感染症患者に関する人権問題を聞いたところ「感染症患者だというだけで差別的な発言や行動をすること」が33.8%「エイズ患者、H I V感染者についての理解や認識が十分でないこと」が33.1%「患者・感染者のプライバシーを守らないこと」との回答が23.5%「病院での治療や入院を断ること」が17.8%の回答でした。

今後は院内感染も含め、感染症に対する、正しい知識の普及と、病院や診療所での治療への対応も必要です。

□感染症患者に関する人権問題  
(二つまで選択)



□感染症患者の人権を守る  
ための方法  
(二つまで選択)



市民アンケートで、感染症患者の人権保護について質問したところ「感染症に関する正しい知識を学校等の教育の中でも行う」が 59.3%、「プライバシーに配慮した医療体制やカウンセリング体制を充実させる」が 43.0%と教育や医療、カウンセリングの充実が課題としてあげられています。

■施策の方向

- ① 正しい知識の普及・啓発
  - ・保健所等と連携し、患者・元患者や家族の人権に十分に配慮しながら、講演会や研修会などにより正しい知識の普及や啓発活動を推進し、偏見や差別をなくする。
- ② 相談・支援体制の充実
  - ・保健所と連携し、相談支援をおこなう。
- ③ 人権に配慮した保健医療の推進
  - ・人権尊重や個人情報の保護を徹底し適切な医療の提供に努める。



## 2-8 刑を終えて出所した人の人権

### ■現状と課題

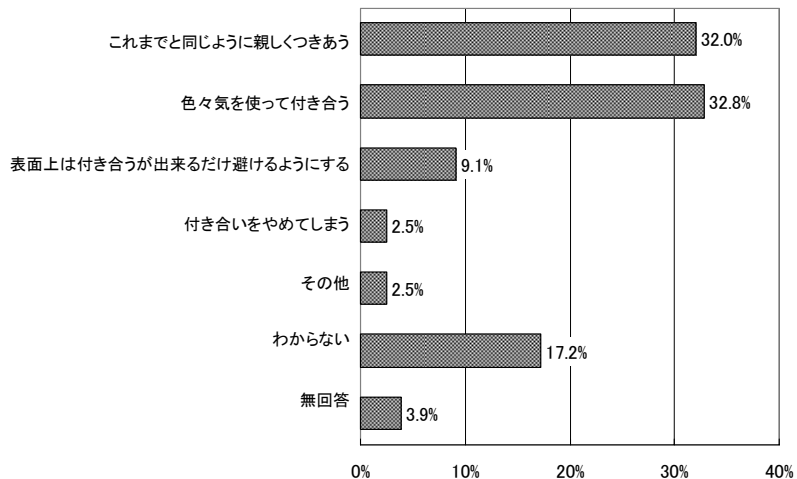
近年、さまざまな犯罪等に対してマスコミの注目度は高く、そのなかには過剰な報道等やその影響による心ない人たちの行動により、犯罪等の当事者やその家族等のプライバシーを無視するような深刻な人権侵害が増えてきています。

犯罪等の容疑者になった時点から、偏見による差別や非難が始まり、刑を終えた人も根強い偏見や差別により社会復帰の妨害を受けるなど、人権侵害が繰り返される場合があります。

市民アンケートでは、刑を終えて出所した人と「これまでと同じようにつきあう」「いろいろ気をつけて付き合う」人がそれぞれ約32%いました。

今後は、犯罪等の当事者及びその家族等に対する差別や偏見の解消を図り、人権を守っていくため、関係機関や関係団体との連携を図り、当事者及びその家族等の心情や立場に対して理解を深めるための啓発活動を推進するとともに、刑を終えた人への社会復帰の促進や被害者への被害回復に向けた支援に積極的に取り組む必要があります。

□刑を終えて出所した人との  
付き合いについて  
(一つだけ選択)



### ■施策の方向

- ① 刑を終えた人及びそれらの家族の人権に関する啓発の推進
  - ・ 偏見や差別を解消し、更生を実効のあるものとするため、関係機関・団体との連携・協力を深め、「社会を明るくする運動」等の啓発運動を推進する。
- ② 相談・支援体制の充実
  - ・ 法務省等関係機関と連携し相談・支援体制の充実に努める。

## 2-9 その他さまざまな人権問題

私たちのまわりには、これまで取り上げてきた分野以外にも、さまざまな人権問題が存在しています。

### インターネットによる人権侵害

高度情報化社会が急速に進展し、情報の収集・発信ができる手軽で便利なメディアとしてインターネット利用者数は急速に増加しています。一方、この手軽で便利なメディアの匿名性を悪用して、不特定多数の人に対して他人の有害な情報を発信するなど、インターネットによる人権侵害が発生しています。またインターネットによる人権侵害の低年齢化が近年の問題となっています。

恵那市でも、28%のひとが関心のある人権問題に上げています。市民一人ひとりが、個人のプライバシーや名誉について正しく理解し、人権意識を持ってインターネットを利用するよう啓発活動に取り組みます。

### 犯罪被害者等

犯罪被害に遭われた方やそのご家族等（犯罪被害者等）が、犯罪の被害という重大な人権侵害にあった上に、周囲の好奇の目、誤解に基づく誹謗中傷、理解のない対応や過剰な報道等により、その名誉や生活の平穏が害されたり、孤立感に苦しむことも少なくありません。

国は、犯罪被害者等が直面している困難な状況を踏まえ、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進していくための法律の制定や計画を策定していますが、まだ、このような犯罪被害者への支援や救済等の対応が十分とはいえないのが実状です。

恵那市でも、21.8%のひとが関心のある人権問題に上げています。犯罪被害者等が、犯罪等により受けた被害から立ち直り、再び地域において平穏に過ごせるようになるため、地域の人々の理解と配慮、そしてそれに基づく協力が促進される広報・啓発活動に努めます。

### アイヌの人々

わが国の少数民族として、固有の文化を育んできたアイヌの人々に対しては、その歴史や伝統、文化などへの理解不足により差別や偏見がみられます。市民アンケート調査ではアイヌの人々への人権問題に関心がある人が4.6%ありました。

恵那市では、ほかに高い関心を持っている人権問題として北朝鮮による拉致被害者問題があります。一部の拉致被害者とその家族の帰国は実現したものの、その他の被害者については、未だ北朝鮮当局から納得いく情報は提供されておらず、安否不明のままであり、早期解決が望まれます。

また、近年の社会情勢の変化等による人権問題の発生や新たに明らかになる人権問題もあります。

長期にわたり困窮生活をしているホームレス\*の人々については、自立支援の問題以外に暴力事件なども多発しており、深刻な社会問題として取り上げられています。また、新たにワーキングプア\*の問題も発生しています。

性同一性障害\*や引きこもりなど、心の悩みを抱えた人達の問題も明らかになってきています。

今後、みんなが人権を尊重する社会を形成していくためには、こうした人権問題への対応が必要となってきました。様々な人権問題の解決に向けて、適切な啓発・教育活動や効果的な相談・支援活動を行えるよう、各問題の性質や状況に応じた取り組みを検討していきます。

## 第4章 指針の推進

### 1 推進体制

#### ・ 市民との協働

施策の推進にあたっては、市民と問題を共有し市民一人ひとりの人権尊重の意識の高まりが必要です。情報提供に努め、市民の意見を反映していくように努めます。

#### ・ 各種団体との連携

人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進を図るため、関係団体との連携、地域や学校、企業などの理解と協力により一体となった推進が必要であり、これら各方面への協力を積極的に働きかけます。

#### ・ 県等との連携

人権問題は、様々な課題があり専門的な知識が必要であるため、県や国（岐阜地方法務局中津川支局など）との連携が重要です。岐阜県の担当課である人権施策推進課や岐阜県人権啓発センターなどとの連携を進めます。

#### ・ 庁内の連携

本市における人権施策を推進するためには、あらゆることに関連した問題であり全庁的な取り組みが必要です。このため「恵那市人権施策推進会議」を中心に庁内関係課と連携・協力して総合的かつ効果的に推進します。

### 2 進行管理

本指針の進行管理については、「恵那市人権施策推進会議」において、指針の進捗とその効果について定期的に評価を行うとともに、指針の進捗状況などを報告し、その意見を施策の推進に反映します。

また、進捗状況の適切な評価を行うため、人権に関する情報や資料の整備・充実を図るとともに、各種調査の実施など必要な調査、研究を進めます。

さらに、市民の意見などを踏まえ、必要に応じて指針の見直しを行います。

## 用語解説

### ア行

#### エイズ (p-28)

[acquired immunodeficiency syndrome] 後天性免疫不全症候群。病原体は HIV。性交・輸血・血液製剤の使用などで男女とも感染する。免疫機構が破壊され、通常なら発病しない細菌やウイルスでも発病し、カポジ肉腫など悪性腫瘍を合併する。死亡率が非常に高い。

#### H I V (p-28, 34, 42)

[human immunodeficiency virus] ヒト免疫不全ウイルス。エイズの原因となるレトロウイルス科レンチウイルス亜科に属する球形ウイルス。次々と免疫細胞を侵食して免疫機能を低下させていく。いったん感染すると体内から追い出すことは非常に困難。

#### えせ同和行為 (p-25)

同和問題を口実にして、不当な利益や義務のないことを要求する行為。こうした行為に対し、その場しのぎに安易な妥協をしたり、恐怖心などから、不当な要求や不法な行為に応じたりする例も見受けられ、えせ同和行為の横行を許す背景ともなっている。

えせ同和行為の横行は、同和問題の解決に真摯に取り組んでいる人や同和関係者に対するイメージを損ねるばかりでなく、問題解決の大きな阻害要因となっており、毅然とした態度で対処することが望まれる。

#### 恵那市人権施策推進会議設置要綱 (p-3)

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第 5 条の規定に基づき、恵那市の人権教育及び人権啓発の推進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、恵那市人権施策推進会議を設置する為の要綱。恵那市人権施策推進会議では、恵那市人権教育及び人権啓発に関する推進指針案の策定、指針の推進、その他人権施策に関することについて所掌している。

#### 絵遊び (p-7)

遊びの楽しさを活かして、子どもたちに適した絵遊びを意図的に仕組むことにより、子どもたちに「思いや考えを意欲的に表現できる力」を育むことをねらいとしている。

#### 恵那市総合計画 (p-2, 7)

地方自治法に基づく、市政経営における恵那市の最上位計画で、平成 18 年度から平成 27 年度までを計画期間としている。計画にあたっては、職員はもとより、公募市民委員の参加、市民意識調査や地域懇談会の開催など市民の声を取り入れながら恵那市がめざす「将来像」を実現する為の具体的な施策を明らかにするもの。

#### 恵那市男女共同参画プラン (p-2, 11, 12)

性別にかかわらず個人の持てる能力を発揮し、男女が共同して地域を支えてく社会を目指した取り組みを推進するため、平成 19 年度から平成 27 年度までを計画期間とした策定した。

### カ行

#### 外国人登録 (p-26)

外国人登録法により、外国人は入国後 90 日以内に居住地の市町村に登録を行うこととなっている。(入国後 90 日未満に出国するため登録しない場合もある。)

#### 岐阜県人権啓発センター (TEL058-272-8250) (p-2, 9, 33)

女性・子ども・高齢者・障害者・同和問題・外国人等の人権に関する問題の解決を図るため設置されたもので、総合的かつ効果的に県民の人権意識の高揚を推進するための各種啓発活動を行っている。

## サ行

### 次世代育成支援行動計画 (p-3, 14)

子どもの健全育成と子育て家庭の支援に総合的に取り組むことで、子どもが健やかに生まれ、育成される社会の形成を図ることを目的とし、平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 年間の計画期間として策定した。

### 人権週間 (p-9)

国連は昭和 23(1948)年の第 3 回総会で世界人権宣言が採択されたのを記念して、12 月 10 日を人権デーと定めるとともに、すべての加盟国にこれを記念する行事を実施するよう呼びかけている。日本では 12 月 10 日の人権デーを最終日とする一週間を「人権週間」と定め、人権尊重思想の普及・高揚のための啓発活動を全国的に展開している。

### 障害者福祉計画 (p-3)

障害者基本法に定められた、障害者のための施策に関する基本的な計画を定める障害者計画と、障害者自立支援法に定められた福祉サービス相談支援及び地域生活支援事業の提供態勢の確保に関する計画である障害福祉計画を一体的に策定したもの。

### セクシュアル・ハラスメント (p-11)

労働省がまとめた定義は、「相手方の意に反して、性的な性質の言動を行い、それに対する反応によって仕事をする上で一定の不利益を与えられたり、それを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること」である。平成 11(1999)年 4 月に改正された男女雇用機会均等法では、職場での防止を事業主に義務付けている。

### 性同一性障害 (p-32)

生物学的には、完全に正常でありながら、人格的には別の性に属していると確信している状態。個人の身体的性別（セックス）と社会的心理的性別役割（ジェンダー）が一致しない状態。

### 成年後見制度 (p-19)

認知症の高齢者や知的・精神障がいのある人など判断能力が十分でない成人を支援するための法律上の制度。民法上では、従来、禁治産、準禁治産という 2 つの類型が設けられていたが、平成 12 年の民法の改正により、軽度の認知症等に対応する補助類型や任意後見制度などが創設され、これまでよりも利用しやすい制度となった。

### 性の商品化 (p-12, 16)

性を、人格とは無関係に金銭的な評価可能な「モノ」として扱う態度や表現。

## タ行

### DV（ドメスティックバイオレンス）(p-13, 15)

女性が、夫や恋人などの身近な立場の男性から受ける、様々な暴力行為。肉体的暴力のみならず、言葉の暴力、性的暴力、社会的暴力（交友の制限など）、物の破壊、経済的暴力（お金を渡さない）なども含めて考える。〔狭義には女性から男性への暴力を含めない〕

## ナ行

### ノーマライゼーション(p-21, 22)

障がい者に、すべての人がもつ通常の生活を送る権利を可能な限り保障することを目標に社会福祉をすすめること。デンマークの知的障がい者福祉の取り組みから生まれた理念で、バンク＝ミケルセンが提唱。

## ハ行

バリアフリー (p-19, 22, 23)

もともとは建築用語で、建物内の段差の解消等物理的障壁の除去という意味であるが、より広く、障がい者や高齢者等の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味で用いられる。

ハンセン病 (p-28)

らい菌による感染症で、感染力がとても弱く、ほとんど発病の危険性はない。今日では治療法が確立されている。

ホームレス (p-31)

失業、家庭崩壊、社会生活からの逃避等様々な要因により、特定の住居を持たずに、道路、公園、河川敷、駅舎等で野宿生活を送っている人々を、その状態に着目して「ホームレス」ということが多い。

パブリックコメント (p-2, 3)

行政などが規制の設定や改廃をするとき、原案を公表し、国民の意見を求め、それを考慮して決定する制度。1999年(平成11)から全省庁に適用された。

ひびきあいの日 (p-7)

人権同和教育における行動力の育成を目的とする取組み。人権週間にあわせその期間中や前後で各園、各学校ごとに「ひびきあいの日」を設定し、人権同和教育の学習成果を公表したり、様々な人との交流活動を行ったりするなどし、人権問題に対する実践的態度の育成を図るとともに、人権感覚を高め同和問題をはじめとする様々な人権課題の解決をめざす取組みである。

## ヤ行

ユニバーサルデザイン (p-23)

年齢、性別、身体、国籍など人々が持つ様々な特性の違いを越えて、はじめからできるだけすべての人が利用しやすいように配慮して、施設、建物、製品、環境、行事等をデザイン(計画・実施)していこうとする考え方。

よみきかせ (p-7)

子どもたちに適した絵本を選択し、教師が読み聞かせを行う。それによって、子どもたちを絵本の世界に引き込むことにより、子どもたちの心を耕し、揺さぶり、「豊かな表現」を育むことをねらいとしている。

## ラ行

老人保健福祉計画・介護保険事業計画 (p-3, 17)

恵那市が実施する老人保険事業、老人福祉事業の目標を示すと共に、介護保険事業のサービス基盤の整備又は給付費用を見込むことで制度の円滑な運営をめざす為、老人保健法及び老人福祉法による「老人保健福祉計画」と介護保険法による「介護保険事業計画」を一体的に策定するもので、平成18年度から平成20年度を計画期間とする。

## ワ行

ワーキングプア (p-31)

正式な定義は明確でない。職の技能や意欲等をもっているが、正社員でなくアルバイト等として働いて、生活保護水準以下の収入しか得られない人のことを言う。

わらべうた遊び (p-7)

わらべ歌を歌うことを園活動へ意図的に位置づけ、みんなで歌ったり、掛け合いで歌ったりすることを通して「人との関わる力」を育むことをねらいとしている。

## 参考資料

○ 恵那市人権施策推進会議設置要綱	38
○ 世界人権宣言	39
○ 日本国憲法（抄）	41
○ 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	42
○ 「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画—要旨—	43
○ 関連法規等（抜粋）	44



## 恵那市人権施策推進会議設置要綱

平成19年6月20日  
告示第72号

(目的)

第1条 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年法律第147号)第5条の規定に基づき、恵那市の人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、恵那市人権施策推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 恵那市人権教育及び人権啓発に関する推進指針(以下「指針」という。)の案を策定すること。
- (2) 指針の推進に関すること。
- (3) その他人権施策の推進に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は副市長をもって充て、副会長は教育長を持って充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員でない者を推進会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(会長及び副会長の職務)

第4条 会長は、推進会議を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 会長は、必要に応じ推進会議を招集し、これを主宰する。

(報告)

第6条 会長は、必要に応じ会議の結果を市長に報告する。

(専門部会)

第7条 推進会議に、専門部会を置く。

- 2 専門部会に、人権教育部会及び人権啓発部会を置く。
- 3 専門部会は、部会長及び会員をもって組織する。
- 4 人権教育部会の部会長は社会教育課長の職にある者をもって充て、人権教育に関する事項について、指針案の策定に必要な調査及び審議を行い、骨子を作成し推進会議に報告する。
- 5 人権啓発部会の部会長は社会福祉課長の職にある者をもって充て、人権啓発に関する事項について、指針案の策定に必要な調査及び審議を行い、骨子を作成し推進会議に報告する。
- 6 部会長は、必要に応じて専門部会の会議を招集し、これを主宰する。
- 7 会員は、職員の中から部会長が指名する。
- 8 部会長は、必要があると認めるときは、専門部会に会員以外の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、社会福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

別表(第3条関係)

総務部長、企画部長、市民福祉部長、医療管理部長、経済部長、建設部長、水道環境部長、教育次長、消防長、議会事務局長、南整備事務所長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長、選挙管理委員会書記長
--

## 世界人権宣言

1948年12月10日  
第3回国際連合総会 採択

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもつとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当って、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。

2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を科せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。

2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

#### 第14条

1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。

2 この権利は、もつぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

#### 第15条

1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。

2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

#### 第16条

1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。

2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によつてのみ成立する。

3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であつて、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

#### 第17条

1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。

2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

#### 第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によつて宗教又は信念を表明する自由を含む。

#### 第19条

すべて人は、意思及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

#### 第20条

1 すべての人は、平和的集會及び結社の自由に対する権利を有する。

2 何人も、結社に属することを強制されない。

#### 第21条

1 すべての人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参与する権利を有する。

2 すべての人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。

3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期的かつ真正な選挙によつて表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によつて行われなければならない。

#### 第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

#### 第23条

1 すべて人は、勤勞し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤勞条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。

2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤勞に対し同等の報酬を受ける権利を有する。

3 勤勞する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によつて補充を受けることができる。

4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

#### 第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

#### 第25条

1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齡その他の不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。

2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

#### 第26条

1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。

2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため国際連合の活動を促進するものでなければならない。

3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

#### 第27条

1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権

利を有する。

2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

#### 第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

#### 第29条

1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。

2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社會における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつばら目的として、法律によって定められた制限にのみ服する。

3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

#### 第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

## 日本国憲法(抄)

昭和21年11月3日公布

昭和22年5月3日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基づくものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を持し、他国と対等関係に立とうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

### 第3章 国民の権利及び義務

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③ 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条 学問の自由は、これを保障する。

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第 26 条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第 27 条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

② 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

③ 児童は、これを酷使してはならない。

## 第 10 章 最高法規

第 97 条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

## 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成 12 年 11 月 29 日制定

平成 12 年 12 月 6 日施行

(目 的)

第 1 条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第 3 条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第 4 条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 5 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第 6 条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第 7 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第 8 条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第 9 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第 8 条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第 2 条 この法律は、この法律の施行の日から 3 年以内に、人権擁護施策推進法（平成 8 年法律第 120 号）第 3 条第 2 項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

「人権教育のための国連10年」に関する行動計画－要旨－

項 目	内 容 例
<b>1 基本的考え方</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権教育の趣旨、背景</li> <li>・我が国における人権教育の意義</li> <li>・人権教育10年に対する基本理念、目標、取組の留意点</li> </ul>
<b>2 あらゆる場における人権教育の推進</b> (1) 学校教育における人権教育の推進 (2) 社会教育における人権教育 (3) 企業その他一般社会に教育の推進 (4) 特定の職業に従事する者に対する人権教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼児児童生徒の人権尊重の意識を高める教育の推進、人権教育に関する指導内容・方法の充実、教員研修や情報提供による教育の支援、大学等における人権教育・啓発活動についての取組への配慮</li> <li>・社会教育施設等における人権に関する学習機会の充実、識字教育や障害者等の学習機会の充実、指導者養成、資料の作成、学習情報提供・学習相談体制の整備・充実</li> <li>・人権侵害の被害者救済に関する施策の調査研究、人材教育の手法の調査研究、プログラムの開発、国連人権関係文書の普及・広報、教材・資料等の作成による啓発活動、指導者育成、人権に関する情報の整備・充実、企業の公正な採用選考システムの確立の指導・啓発</li> <li>・検察職員、矯正施設・更生保護関係職員等、入国管理関係職員、教員</li> <li>・社会教育関係職員、医療関係者、福祉関係職員、海上保安官、労働行政関係職員、消防職員、警察職員、自衛官、公務員、マスメディア関係者に対する人権教育の推進</li> </ul>
<b>3 重要課題への対応</b> (1) 女性 (2) 子ども (3) 高齢者 (4) 障害者 (5) 同和問題 (6) アイヌの人々 (7) 外国人 (8) HIV感染者等 (9) 刑を終えて出所した人 (10) その他の人権	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女共同参画2000年プラン」を踏まえた取組の推進</li> <li>・政策・方針決定過程への女性の参画拡大、男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識の改革、女性の人権についての教育・研修・啓発活動の推進</li> <li>・子どもの人権についての教育・研修・啓発活動の推進、児童の権利に関する条約の趣旨・内容の周知、いじめ問題等についての総合的な進、児童の商業的性的搾取の防止、子どもの人権専門員制度の充実・強化</li> <li>・高齢者の人権についての教育・研修・啓発活動の推進、相談体制の整備、高齢者の社会参加の促進、雇用・就業機会の確保</li> <li>・障害者の人権についての啓発・広報活動や教育の推進、障害者の社会参加と職業的自立の促進</li> <li>・地域改善対策協議会意見具申を尊重するとともに、「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について(平成8年7月26日閣議決定)」に基づき、人権教育・人権啓発事業を推進</li> <li>・「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」に基づき、施策を推進</li> <li>・アイヌの人々に対する人権侵害の発生を防止するための啓発活動の充実・強化、人権相談体制の充実</li> <li>・人権相談体制の充実、差別意識解消のための啓発活動の推進</li> <li>・HIV感染者、ハンセン病への理解を深めるための啓発活動の推進</li> <li>・偏見・差別を除去し、社会復帰を資するための啓発活動の実施</li> <li>・その他の課題についても、引き続き施策を推進</li> </ul>
<b>4 国際協力の推進</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国連の取組に貢献</li> <li>・国連の人権関係基金に協力</li> <li>・開発途上国に対する人権教育関連の協力</li> <li>・国際人権シンポジウムの開催</li> </ul>
<b>5 計画の推進</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の推進体制</li> <li>・人権擁護推進審議会における検討結果の反映</li> <li>・地方公共団体その他の公的機関、民間団体等の取組への期待と配慮</li> <li>・計画のフォローアップ・見直し</li> </ul>

## 関連法規等抜粋

### 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(抄)

(昭和60年7月1日条約第7号)

#### 第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

(d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務にしたがって行動することを確保すること。

### 「男女共同参画社会基本法」(抄)

(平成11年6月23日法律第78号)

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を發揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

### 「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(抄)

(昭和47年7月1日法律第103号)

(性別を理由とする差別の禁止)

第5条 事業主は、労働者の募集及び採用について、その性別にかかわらず均等な機会を与えなければならない。

第6条 事業主は、次に掲げる事項について、労働者の性別を理由として、差別的取扱いをしてはならない。

1. 労働者の配置(業務の配分及び権限の付与を含む。)、昇進、降格及び教育訓練
2. 住宅資金の貸付けその他これに準ずる福利厚生措置であつて厚生労働省令で定めるもの
3. 労働者の職種及び雇用形態の変更
4. 退職の勧奨、定年及び解雇並びに労働契約の更新

(職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の配慮)

第11条 事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

### 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(抄)

(平成13年4月13日法律第31号)

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとして機能を果たすようにすることができる。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五号及び第八号の3において同じ。)の一時保護を行うこと。
- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

### 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」(抄)

(平成12年5月24日法律第81号)

第2条 この法律において「つきまとい等」とは、特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、当該特定の者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をすることをいう。

- 一 つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所(以下「住居等」という。)の付近において見張りをし、又は住居等に押し掛けること。
  - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 三 面会、交際その他の義務のないことを要求すること。
  - 四 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
  - 五 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ若しくはファクシミリ装置を用いて送信すること。
  - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 2 この法律において「ストーカー行為」とは、同一の者に対し、つきまとい等(前項第一号から第四号までに掲げる行為については、身体の安全、住居等の平穩若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限る。)を反復してすることをいう。

### 「児童の権利に関する条約」(抄)

(平成6年5月16日条約第2号)

第2条

1 締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。

第3条

1 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。

第12条

1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。

第13条

1 児童は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。

第19条

1 締約国は、児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取(性的虐待を含む。)からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。

第34条

締約国は、あらゆる形態の性的搾取及び性的虐待から児童を保護することを約束する。  
このため、締約国は、特に、次のことを防止するためのすべての適当な国内、二国間及び多数国間の措置をとる。

- (a) 不法な性的な行為を行うことを児童に対して勧誘し又は強制すること。
- (b) 売春又は他の不法な性的な業務において児童を搾取的に使用すること。
- (c) わいせつな演技及び物において児童を搾取的に使用すること。

第42条

締約国は、適当かつ積極的な方法でこの条約の原則及び規定を成人及び児童のいずれにも広く知らせることを約束する。



## 「児童虐待の防止等に関する法律」(抄)

(平成 12 年 5 月 24 日法律第 82 号)

(目的)

第 1 条 この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進することを目的とする。

(児童虐待の定義)

第 2 条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。)がその監護する児童(18歳に満たない者をいう。以下同じ。)について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。)の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。)その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(児童に対する虐待の禁止)

第 3 条 何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

(児童虐待の早期発見等)

第 5 条 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

(児童虐待に係る通告)

第 6 条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

(立入調査等)

第 9 条 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させなければならない。

(親権の行使に関する配慮等)

第 14 条 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、その適切な行使に配慮しなければならない。

2 児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない。

## 「児童福祉法」(抄)

(昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号)

第 25 条 要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。ただし、罪を犯した満 14 歳以上の児童については、この限りでない。この場合においては、これを家庭裁判所に通告しなければならない。

## 「高齢社会対策基本法」(抄)

(平成 7 年 11 月 15 日法律第 129 号)

(基本理念)

第 2 条 高齢社会対策は、次の各号に掲げる社会が構築されることを基本理念として、行われなければならない。

- 一 国民が生涯にわたって就業その他の多様な社会的活動に参加する機会が確保される公正で活力ある社会
- 二 国民が生涯にわたって社会を構成する重要な一員として尊重され、地域社会が自立と連帯の精神に立脚して形成される社会
- 三 国民が生涯にわたって健やかで充実した生活を営むことができる豊かな社会

(就業及び所得)

第 9 条 国は、活力ある社会の構築に資するため、高齢者がその意欲と能力に応じて就業することができる多様な機会を確保し、及び勤労者が長期にわたる職業生活を通じて職業能力を開発し、高齢期までその能力を発揮することができるよう必要な施策を講ずるものとする。

(健康及び福祉)

第10条 国は、高齢期の健全で安らかな生活を確保するため、国民が生涯にわたって自らの健康の保持増進に努めることができるよう総合的な施策を講ずるものとする。

(学習及び社会参加)

第11条 国は、国民が生きがいを持って豊かな生活を営むことができるようにするため、生涯学習の機会を確保するよう必要な施策を講ずるものとする。

(生活環境)

第12条 国は、高齢者が自立した日常生活を営むことができるようにするため、高齢者に適した住宅等の整備を促進し、及び高齢者のための住宅を確保し、並びに高齢者の円滑な利用に配慮された公共的施設の整備を促進するよう必要な施策を講ずるものとする。

## 「老人福祉法」(抄)

(昭和38年7月11日法律第133号)

(基本的理念)

第2条 老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする。

## 「障害者基本法」(抄)

(昭和45年5月21日法律第84号)

(目的)

第1条 この法律は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本的理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって障害者の福祉を増進することを目的とする。

(基本的理念)

第3条 すべて障害者は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する。  
2 すべて障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられる。  
3 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

## 「身体障害者福祉法」(抄)

(昭和24年12月26日法律第283号)

(法の目的)

第1条 この法律は、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)と相まって、身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、身体障害者を援助し、及び必要に応じて保護し、もって身体障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(自立への努力及び機会の確保)

第2条 すべて身体障害者は、自ら進んでその障害を克服し、その有する能力を活用することにより、社会経済活動に参加することができるように努めなければならない。  
2 すべて身体障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする。

(国、地方公共団体及び国民の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念が実現されるように配慮して、身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するための援助と必要な保護(以下「更生援護」という。)を総合的に実施するように努めなければならない。  
2 国民は、社会連帯の理念に基づき、身体障害者がその障害を克服し、社会経済活動に参加しようとする努力に対し、協力するように努めなければならない。

## 「知的障害者福祉法」(抄)

(昭和35年3月31日法律第37号)

(この法律の目的)

第1条 この法律は、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)と相まって、知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、知的障害者を援助するとともに必要な保護を行い、もって知的障害者の福祉を図ることを目的とする。

(自立への努力及び機会の確保)

第1条の2 すべての知的障害者は、その有する能力を活用することにより、進んで社会経済活動に参加するよう努めなければならない。  
2 すべての知的障害者は、社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする。

(国、地方公共団体及び国民の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念が実現されるように配慮して、知的障害者の福祉について国民の理解を深めるとともに、知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するための援助と必要な保護の実施に努めなければならない。

2 国民は、知的障害者の福祉について理解を深めるとともに、社会連帯の理念に基づき、知的障害者が社会経済活動に参加しようとする努力に対し、協力するように努めなければならない。

### 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」(抄)

(昭和25年5月1日法律第123号)

(この法律の目的)

第1条 この法律は、精神障害者の医療及び保護を行い、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)と相まって、その社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行い、並びにその発生の予防その他国民の精神的健康の保持及び増進に努めることによって、精神障害者の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図ることを目的とする。

(国及び地方公共団体の義務)

第2条 国及び地方公共団体は、障害者自立支援法の規定による自立支援給付及び地域生活支援事業と相まって、医療施及び教育施設を充実する等精神障害者の医療及び保護並びに保健及び福祉に関する施策を総合的に実施することによって精神障害者が社会復帰をし、自立と社会経済活動への参加をすることができるように努力するとともに、精神保健に関する調査研究の推進及び知識の普及を図る等精神障害者の発生の予防その他国民の精神保健の向上のための施策を講じなければならない。

(国民の義務)

第3条 国民は、精神的健康の保持及び増進に努めるとともに、精神障害者に対する理解を深め、及び精神障害者がその障害を克服して社会復帰をし、自立と社会経済活動への参加をしようとする努力に対し、協力するように努めなければならない。

(正しい知識の普及)

第46条 都道府県及び市町村は、精神障害についての正しい知識の普及のための広報活動等を通じて、精神障害者の社会復帰及びその自立と社会経済活動への参加に対する地域住民の関心と理解を深めるように努めなければならない。

### 「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」(意見具申)(抄)

(平成8年5月17日 地域改善対策協議会)

今世紀、人類は二度にわたる世界大戦の惨禍を経験し、平和が如何にかけがえないものであるかを学んだ。しかし、世界の人々の平和への願いにもかかわらず、冷戦構造の崩壊後も、依然として各地で地域紛争が多発し、多くの犠牲者を出している。紛争の背景は一概には言えないが、人種や民族間の対立や偏見、そして差別の存在が大きな原因の一つであると思われる。こうした中で、人類は、「平和のないところに人権は存在し得ない」、「人権のないところに平和は存在し得ない」という大きな教訓を得た。今や、人権の尊重が平和の基礎であるということが世界の共通認識になりつつある。このような意味において、21世紀は「人権の世紀」と呼ぶことができよう。

我が国固有の人権問題である同和問題は、憲法が保障する基本的人権の侵害に係る深刻かつ重大な問題である。戦後50年、本格的な対策が始まってからも四半世余、同和問題は多くの人々の努力によって、解決へ向けて進んでいるものの、残念ながら依然として我が国における重要な課題と言わざるを得ない。その意味で、戦後民主主義の真価が問われていると言えよう。また、国際社会における我が国の果たすべき役割からすれば、まずは足元とも言うべき国内において、同和問題など様々な人権問題を一日も早く解決するよう努力することは、国際的な責務である。

同対審答申は、「部落差別が現存するかぎりこの行政は積極的に推進されなければならない」と指摘しており、特別対策の終了、すなわち一般対策への移行が、同和問題の早期解決を目指す取組みの放棄を意味するものでないことは言うまでもない。一般対策移行後は、従来にも増して、行政が基本的人権の尊重という目標をしっかりと見据え、一部に立ち遅れのあることも視野に入れながら、地域の状況や事業の必要性の的確な把握に努め、真摯に施策を実施していく主体的な姿勢が求められる。

差別意識の解消のために教育及び啓発の果たすべき役割は極めて大きく、これまで様々な手法で施策が推進されてきた。しかしながら、同和問題に関する国民の差別意識は解消へ向けて進んでいるものの依然として根深く存在しており、その解消に向けた教育及び啓発は引き続き積極的に推進していかなければならない。

今後、差別意識の解消を図るに当たっては、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構築すべきと考えられる。その中で、同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、この問題に固有の経緯等を十分に認識しつつ、国際的な潮流とその取組みを踏まえて積極的に推進すべきである。

## 「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」(抄)

(平成7年12月20日条約第26号)

この条約の締約国は、……

人種的相違に基づく優越性のいかなる理論も科学的に誤りであり、道徳的に非難されるべきであり及び社会的に不正かつ危険であること並びに理論上又は實際上、いかなる場所においても、人種差別を正当化することはできないことを確信し、……

次のとおり協定した。

第6条 締約国は、自国の管轄の下にあるすべての者に対し、権限のある自国の裁判所及び他の国家機関を通じて、この条約に反して人権及び基本的自由を侵害するあらゆる人種差別の行為に対する効果的な保護及び救済措置を確保し、並びにその差別の結果として被ったあらゆる損害に対し、公正かつ適正な賠償又は救済を当該裁判所に求める権利を確保する。

## 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(抄)

(平成10年10月2日法律第114号)

我が国においては、過去にハンセン病、後天性免疫不全症候群等の感染症の患者等に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実を重く受け止め、これを教訓として今後に生かすことが必要である。

このような感染症をめぐる状況の変化や感染症の患者等が置かれてきた状況を踏まえ、感染症の患者等の人権を尊重しつつ、これらの者に対する良質かつ適切な医療の提供を確保し、感染症に迅速かつ適確に対応することが求められている。

(基本理念)

第2条 感染症の発生の予防及びそのまん延の防止を目的として国及び地方公共団体が講ずる施策は、これらを目的とする施策に関する国際的動向を踏まえつつ、保健医療を取り巻く環境の変化、国際交流の進展等に即応し、新感染症その他の感染症に迅速かつ適確に対応することができるよう、感染症の患者等が置かれている状況を深く認識し、これらの者の人権を尊重しつつ、総合的かつ計画的に推進されることを基本理念とする。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じた感染症に関する正しい知識の普及、感染症に関する情報の収集、整理、分析及び提供、感染症に関する研究の推進、病原体等の検査能力の向上並びに感染症の予防に係る人材の養成及び資質の向上を図るとともに、社会福祉等の関連施設との有機的な連携に配慮しつつ感染症の患者が良質かつ適切な医療を受けられるように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。この場合において、国及び地方公共団体は、感染症の患者等の人権の保護を尊重しなければならない。

(国民の責務)

第4条 国民は、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、感染症の患者等の人権が損なわれることがないようにしなければならない。

## 「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」(抄)

(平成13年6月22日法律第63号)

ハンセン病の患者は、これまで、偏見と差別の中で多大の苦痛と苦難を強いられてきた。我が国においては、昭和28年制定の「らい予防法」においても引き続きハンセン病の患者に対する隔離政策がとられ、加えて、昭和30年代に至ってハンセン病に対するそれまでの認識の誤りが明白となったにもかかわらず、なお、依然としてハンセン病に対する誤った認識が改められることなく、隔離政策の変更も行われることなく、ハンセン病の患者であった者等にいたずらに耐え難い苦痛と苦難を継続せしめるままに経過し、ようやく「らい予防法の廃止に関する法律」が施行されたのは平成8年であった。

我らは、これらの悲惨な事実を悔悟と反省の念を込めて深刻に受け止め、深くおわびするとともに、ハンセン病の患者であった者等に対するいわれのない偏見を根絶する決意を新たにするものである。

## 「日本国憲法」(抄)

(昭和21年11月3日公布)

(遡及処罰、二重処罰等の禁止)

第39条 何人も、実行の時に適法であった行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問われない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問われない。

## 「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」(抄)

(平成9年5月14日法律第52号)

(目的)

第1条 この法律は、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化(以下「アイヌの伝統等」という。)が置かれている状況にかんがみ、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及及び啓発(以下「アイヌ文化の振興等」という。)を図るための施策を推進することにより、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、あわせて我が国の多様な文化の発展に寄与することを目的とする。

## 「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」(抄)

(昭和 55 年 5 月 1 日法律第 36 号)

(犯罪被害者等給付金の支給)

第 3 条 国は、犯罪被害を受けた者（以下「被害者」という。）があるときは、この法律の定めるところにより、被害者または遺族（これらの者のうち、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、日本国籍を有せず、かつ、日本国内に住所を有しない者を除く。）に対し、犯罪被害者等給付金を支給する。

## 【恵那市民憲章】

わたしたち恵那市民は

1. 仕事にはげみ 豊かなまちをつくりましょう
1. 自然を愛し 美しいまちをつくりましょう
1. 教養をたかめ 文化のまちをつくりましょう
1. きまりを守り 住みよいまちをつくりましょう
1. お互いに助け合い 明るいまちをつくりましょう

### 恵那市人権施策推進指針

～次の世代へ つなげる まちづくり～  
人・地域・自然が調和した 交流都市

恵那市役所 担当 市民福祉部 社会福祉課  
〒509-7292  
岐阜県恵那市長島町正家一丁目1番地1  
TEL0573-26-2111  
FAX0573-25-7294